

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1編 総論	第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等	
	第2章 国民保護措置に関する基本方針	
	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	
	第4章 県の地域特性	
	第5章 県国民保護計画が対象とする事態	
第2編 平素からの備えや予防	第1章 組織・体制の整備等	
	第2章 避難及び救援に関する平素からの備え	
	第3章 要配慮者支援に関する平素からの備え	
	第4章 生活関連等施設の把握等	
	第5章 物資及び資材の備蓄、整備	
	第6章 国民保護に関する啓発	
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	60
	第2章 県対策本部の設置等	64
	第3章 関係機関相互の連携	70
	第4章 警報及び避難の指示等	78
	第5章 救援	95
	第6章 安否情報の収集・提供	105
	第7章 武力攻撃災害への対処	109
	第8章 被災情報の収集及び報告	122
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	124
	第10章 国民生活の安定に関する措置	127
	第11章 交通規制	131
	第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	133
第4編 伊方発電所における武力 攻撃原子力災害への対処	第1章 基本的考え方	
	第2章 平素からの備えや予防	
	第3章 武力攻撃原子力災害の発生時等の通報等及び 実施体制の確立	
	第4章 武力攻撃原子力災害への対処等	
第5編 復旧等	第1章 応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第6編 緊急対処事態への対処	第1章 対象とする緊急対処事態及びその対処	

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その原因が明らかではないことも多いと考えられることから、県は、武力攻撃事態や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、県民の生命、身体及び財産を保護するために、現場において初動的な被害への対処を行う必要がある。

具体的には、攻撃は、伊方発電所をはじめ、県内の危険性を内在する物質を有する施設を対象としたゲリラや特殊部隊による襲撃や破壊工作、重要イベントの開催や要人の訪問の時期に合わせた破壊、殺傷工作等が想定されることから県は、速やかに初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行う必要があるため、県の初動体制について、以下のとおり定める。

実施担当	全部局
関係機関	四国管区警察局、中国四国防衛局、四国総合通信局、四国財務局、神戸税関、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 緊急事態連絡室等の設置及び初動措置

(1) 担当課体制の整備

県は、県民からの通報や市町からの情報などにより武力攻撃事態等である可能性のある事案(以下「事案」という。)の発生を把握した場合は、必要に応じ国民保護担当職員を参集させ、直ちに警戒体制をとる。

(2) 緊急事態連絡室の設置

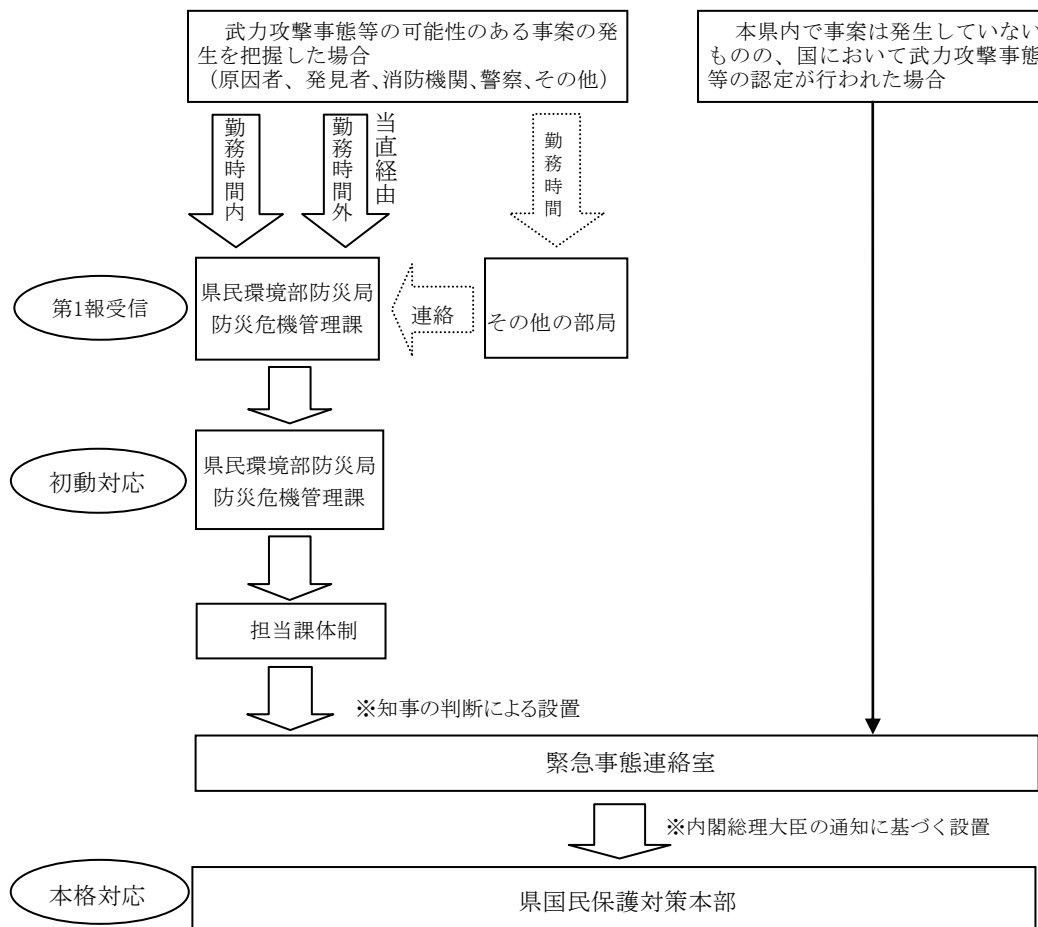
ア 知事が必要であると判断した場合や本県においては事案は発生していないものの、国において武力攻撃事態等の認定が行われた場合は、県としての確かつ迅速に対処するため、速やかに「緊急事態連絡室」を設置する。「緊急事態連絡室」は、県対策本部員のうち、事案発生時の対処に必要な要員により構成する。

また、県警察においても所要の体制を確立する。

イ 県は、緊急事態連絡室を設置したときは、直ちに事案の発生について、消防庁を經由(県警察においては、警察庁を經由)して国〔内閣官房〕に連絡する。

ウ 緊急事態連絡室は、県警察、消防、海上保安部署、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行う。

初動連絡体制のフローチャート



(3) 緊急事態連絡室等における初動措置

県は、担当課体制及び緊急事態連絡室において、事案に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。また、事態認定後においては、退避の指示等の国民保護措置の実施について連絡調整を行うほか、県対策本部設置指定の要請を行う。

ア 情報連絡に当たっての留意点

事案発生時には、迅速な初動体制の確立が被害の拡大を防止する上で極めて重要であるため、断片的な情報であっても速報し、継続的に詳細情報の収集伝達に努める。

イ 速やかな情報伝達

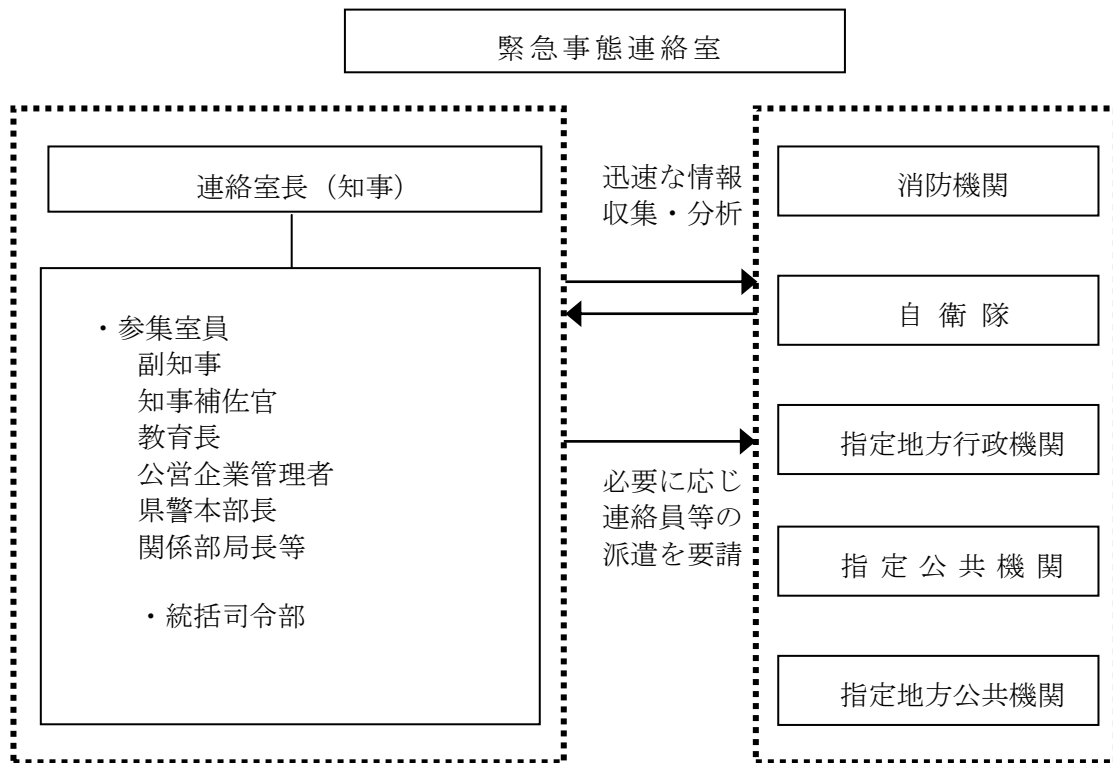
各部局において、事案発生の第一報を入手したときは、速やかに防災危機管理課に情報を伝達する。

なお、初動措置等を迅速に行う必要があることから、あらかじめ、意思決定手続き等を定め、周知徹底を図る。

(4) 関係機関及び他の都道府県への支援要請

知事は、発生した事案への対処に関して、必要があると認めるときは、国の関係機関や他の都道府県に対し支援を要請する。

緊急事態連絡室の構成



2 国民保護対策本部に移行する場合の調整

(1) 国から県対策本部を設置すべき通知があった場合

緊急事態連絡室の設置後に政府において事態認定が行われ、県に対し、県対策本部を設置すべき指定の通知があった場合には、県は、直ちに県対策本部を設置し、新たな体制に移行するとともに、緊急事態連絡室を廃止する。

(2) 県地域防災計画による事案への対応を行っていた場合

県地域防災計画に基づき、災害対策本部が設置されていた場合、その後、政府において事態認定が行われ、県対策本部を設置すべき県の指定の通知があった場合には、県は、直ちに県対策本部を設置し、県災害対策本部を廃止する。

また、県対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、その措置を改め、国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行う。

3 市町における初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

(1) 市町が事案を把握した場合は、県に準じた対応をとるものとする。

(2) 市町が緊急事態連絡室等を設置した後、政府において事態認定が行われ、市町国民保護対策本部（以下「市町対策本部」という。）を設置すべき市町の指定の通知があった場合は、直ちに市町対策本部を設置し、緊急事態連絡室等を廃止するものとする。

(3) 本項(2)の場合において、市町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく措置が講じられている場合には、本章の2(2)と同様に、必要な調整を行うものとする。

第2章 県対策本部の設置等

県対策本部を迅速に設置するため、設置の手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

実施担当	全部局
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、四国財務局、神戸税関、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 県対策本部の設置

(1) 県対策本部の設置手順

県対策本部を設置する場合は、次の手順により行う。

ア 県対策本部を設置すべき県の指定の通知

知事は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）を経由して県対策本部を設置すべき県の指定の通知を受ける。

イ 知事による県対策本部の設置

指定の通知を受けた知事は、直ちに県対策本部を設置する。なお、事前に緊急事態連絡室を設置していた場合は、速やかに県対策本部に切り替える。

ウ 県対策本部員及び県対策本部職員の参集

県対策本部担当者は、県対策本部員、県対策本部職員等に対し、一斉参集システム等の連絡網を活用し、県対策本部に参集するよう連絡する。

エ 県対策本部の開設

県対策本部担当者は、県庁第1別館3階災害対策室に県対策本部を開設するとともに、県対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置などの必要な準備を開始する。

知事は、県対策本部を設置したときは、県議会に県対策本部を設置した旨を連絡する。

また、県対策本部担当者は、直ちに、指定地方公共機関等関係機関に対して、県対策本部を設置した旨を通知する。

オ 交代要員等の確保

県は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

カ 本部の代替機能の確保

県は、県本庁舎が被災するなど県対策本部を県庁内に設置できない場合に備え、あらかじめ予備施設を定めておき、事態時の状況に応じ、知事判断により、適宜、決定する。

また、県の区域を越える避難が必要で、区域内に県対策本部を設置することができない場合には、避難先地域を管轄する知事と県対策本部の設置場所について協議を行う。

キ 本部の移転

県は、移転先において県対策本部の活動を継続するため、移転に先立って通信施設を開設し、国及び関係機関との通信の確保に努める。

また、知事は、県対策本部の移転先を決定後、必要な準備を実施するため、県対策本部職員等を移転先に先行班として派遣する。

資料3-1：県対策本部の予備施設

(2) 県対策本部を設置すべき県の指定の要請等

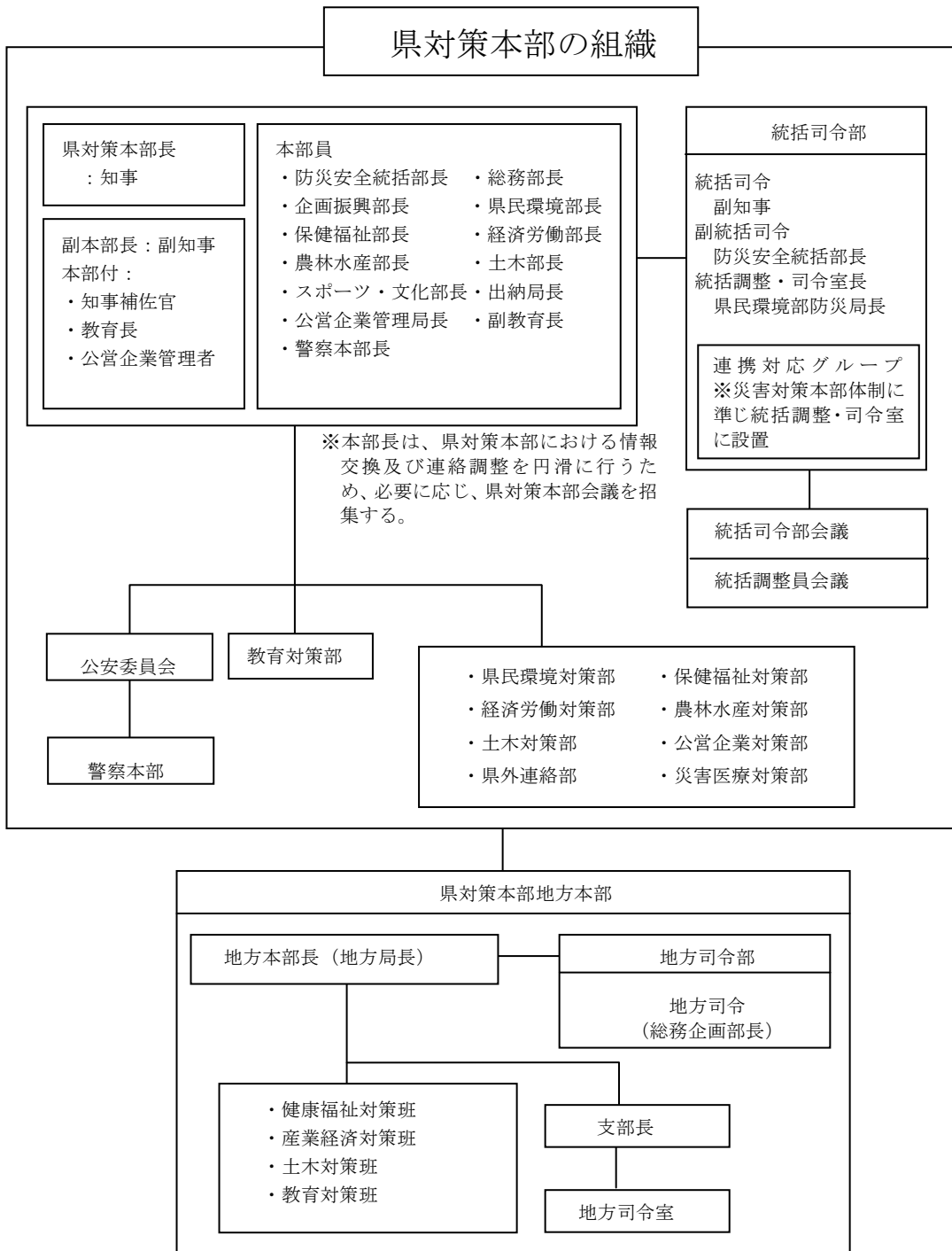
知事は、県が県対策本部を設置すべき指定が行われていない段階で、県における国民保護措置を総合的に推進するうえで必要があると認める場合には、内閣総理大臣に対し、消防庁を經由して県対策本部を設置すべき指定を行うよう要請する。また、県内の市町長から、市町対策本部を設置すべき指定を行うよう要請があった場合も、同様の要請を行う。

(3) 県対策本部の組織構成及び機能

県の各部局は、県対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するとともに、県対策本部へ支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。県対策本部内には、対策本部長の意思決定を補佐するため、情報の収集・整理・集約、各関係機関との連絡調整、通信回線や通信機器の確保、その他対外的な広報活動を行う統括司令部を整備する。

県対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

県対策本部の組織構成



(4) 県対策本部における広報等

県は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐとともに、県民に適時適切な情報の提供や行政相談を行うため、県対策本部に広報広聴体制を整備する。

ア 広報責任者の設置

県は、武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を設置する。

広報責任者は、原則として本部長等が承認した内容を広報する。

イ 広報手段

(7) 報道機関による広報

県は、ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。なお、甚大な被害が発生した場合には、定期的な記者発表を行うなど一元的に広報を実施する。

(イ) 一般広報

- ・ 広報紙や広報番組等（臨時を含む）による広報
- ・ 広報車等による広報
- ・ 県のホームページ等を活用した広報
- ・ 相談窓口等の設置
- ・ 市町等の広報体制を活用した広報等

(ウ) その他の広報

自主防災組織やその他活用できるあらゆる媒体を通じて広報活動を行う。

ウ 留意事項

(7) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報とし、また、広報の時期を逸することのないよう迅速に対応するものとする。

(イ) 県対策本部の決定した方針など重要な情報については、知事自ら記者発表を行うものとする。

(5) 県現地対策本部の設置

知事は、市町対策本部や指定地方公共機関等との連絡及び調整等をきめ細かく行う必要がある場合など、県対策本部の事務の一部を行うため必要があると認めるときは、県現地対策本部を設置する。

県現地対策本部長や県現地対策本部員は、県対策副本部長、県対策本部付、県対策本部員、その他の職員のうちから県対策本部長が指名する者をもって充てる。

(6) 地方本部の設置

各地方局長は、県対策本部が設置された場合は、直ちに地方本部を設置する。地方本部長である地方局長に事故があった場合や不在の場合には、総務企画部長、総務県民課長の順で地方本部の設置を命令し、又は指揮を執るものとする。

(7) 現地調整所の設置

知事は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（市町、消防機関、警察機関、自衛隊、海上保安庁、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときで、災害の状況が重大であり、又は当該措置が市町の区域を越

えて実施されるなど市町が対応することが困難と認められる場合は、関係市町と調整のうえ、速やかに現地調整所を設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

(8) 県対策本部長の権限

県対策本部長は、本県の国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、各種の国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 県の区域内の国民保護措置に関する総合調整

県対策本部長は、本県の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県及び関係市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して関係当事者の意見を聞いたうえで、総合調整を行うことができる。

また、市町対策本部長から総合調整の実施を要請され、必要があると認める場合も、所要の総合調整を行うことができる。

この場合、県対策本部長が行う総合調整については、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、市町並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自律性に配慮するものとする。

イ 国の対策本部長に対する総合調整の要請

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。

この場合において、県対策本部長は、消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 職員の派遣の求め

県対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関又は指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）又は当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。また、防衛大臣に対して、その指定する職員の県対策本部会議への出席を求めることができる。

エ 情報の提供の求め

県対策本部長は、国の対策本部長に対し、県が実施する国民保護措置に関し、総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。

この場合、県対策本部長は、消防庁を窓口として情報の提供を求める。

オ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

県対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、県内の国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

カ 県警察及び県教育委員会に対する措置の実施の求め

県対策本部長は、県警察及び県教育委員会に対し、本県の国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

この場合において、県対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(9) 県対策本部の廃止

知事は、内閣総理大臣から県対策本部を設置すべき県の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、県対策本部を廃止する。

(10) 合同対策協議会について

知事は、政府現地対策本部長により政府現地対策本部と関係地方公共団体の国民保護対策本部等による武力攻撃事態等合同対策協議会が開催された場合には、国民保護措置に関する情報を交換し、それぞれの実施する国民保護措置について相互に協力するものとする。

2 通信の確保**(1) 情報通信手段の確保**

県は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

県は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための職員等を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

県は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなどの措置を講ずるよう努める。

(4) 市町における通信の確保

市町は、県に準じ、通信の確保を行うものとする。

想定される主な通信機器

- ・ 消防防災無線（消防庁と県相互を結ぶ通信網）
- ・ 防災行政無線（県と市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 地域衛星通信ネットワーク
（通信衛星を利用して、消防庁、県、市町等関係機関相互を結ぶ通信網）
- ・ 県庁内L A N（県庁、地方局等を結ぶメールによるネットワーク）
- ・ 電話、F A X
- ・ 県の防災情報関連システム

第3章 関係機関相互の連携

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、他の都道府県、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他の関係機関と相互に連携することとし、それぞれの関係機関と連携に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、人事課、男女参画・県民協働課、保健福祉課、医療対策課、議会事務局、教育委員会、県警察、指定行政機関等と関連する課、指定公共機関等と関連する課
関係機関	四国管区警察局、中国四国防衛局、四国総合通信局、四国財務局、神戸税関、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 国の対策本部との連携

(1) 国の対策本部との連携

県は、国の対策本部と密接な連携を図る。この場合において県は、原則として、消防庁を通じ、各種の調整や情報共有等を行う。

(2) 国の現地対策本部との連携

県は、国の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請

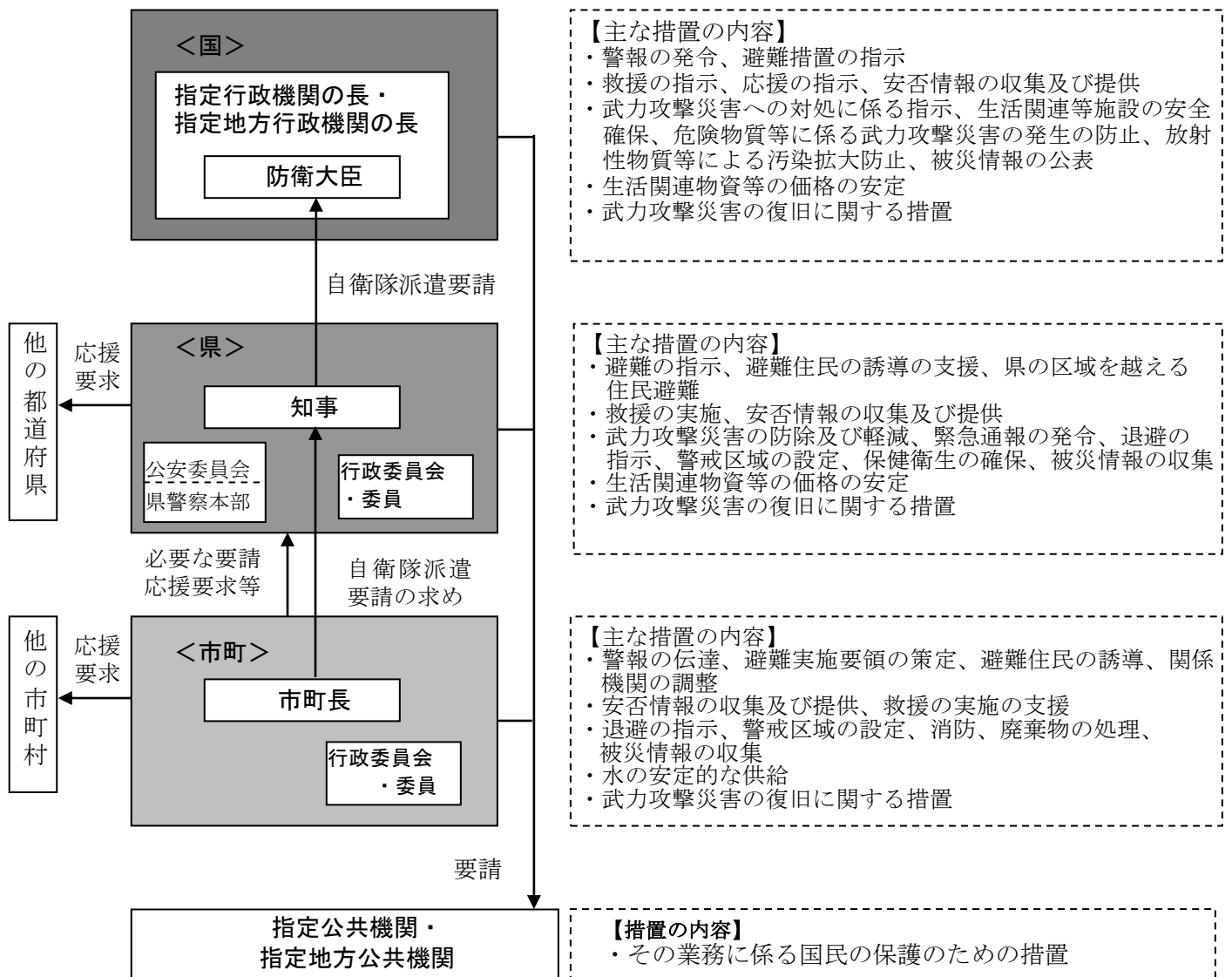
(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合、県は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにするものとする。

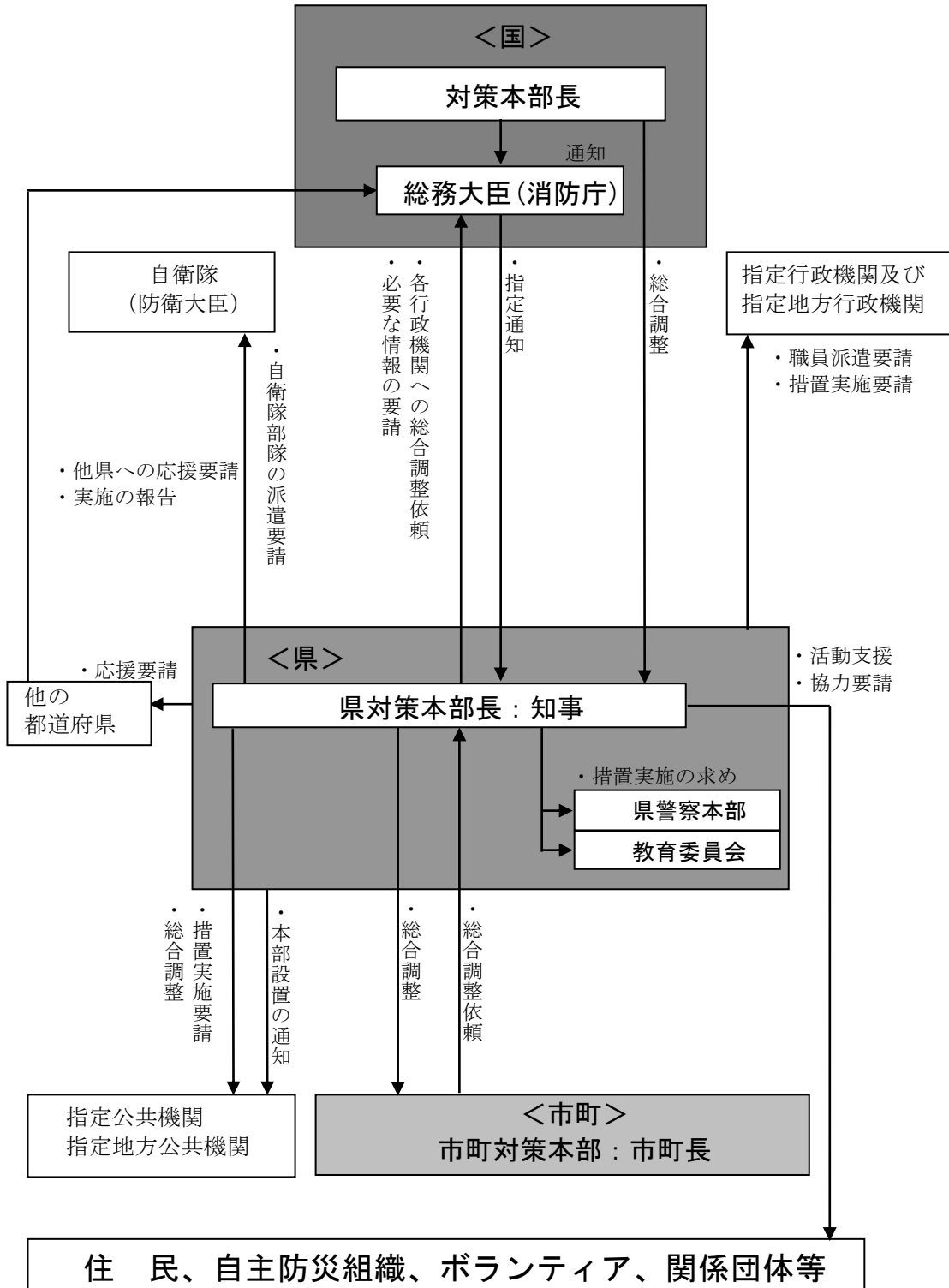
(2) 市町からの措置要請

県は、市町から要請を行うよう求められたときは、その求めの趣旨を勘案し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関への要請を行うなど適切な措置を講ずる。

国民の保護のための措置の実施



県対策本部と各関係機関との主な関係



3 自衛隊の部隊等の派遣要請等

- (1) 知事は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行う。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を要請する期間

ウ 派遣を要請する区域及び活動内容

(ア) 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

(イ) 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

(ウ) 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

(エ) 武力攻撃災害の応急復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

エ その他参考となるべき事項

- (2) 知事は、市町長から、当該市町の国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして自衛隊の派遣要請の求めを受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、防衛大臣に対して部隊等の派遣を要請する。

- (3) 知事は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、県対策本部の連絡員等を通じて緊密な意思疎通を図る。

4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託

(1) 都道府県間の応援

ア 県は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにした上で、他の都道府県に対して応援を求める。

イ 県が他の都道府県に対し応援を求めた場合及び求めに応じ応援を実施する場合には、国の対策本部における適切な措置の実施（関係行政機関による措置の実施、総合調整や応援の指示等）に資するため、併せてその内容について消防庁を通じて国の対策本部に連絡を行う。ただし、県公安委員会が、警察法第60条の規定に基づき警察庁又は他の都道府県警察に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ必要な事項を警察庁に連絡する。

ウ 応援を求める都道府県との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、応援を求める際の活動の調整や手続については、その相互応援協定等に基づき行う。

(2) 事務の一部の委託

ア 県が、国民保護措置の実施のため、事務又は事務の一部を他の都道府県に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(7) 委託事務の範囲、管理及び執行の方法

(4) 委託事務に要する経費の支弁方法、その他必要な事項

イ 他の都道府県に事務委託を行った場合、県は、上記事項を公示するとともに、消防庁を通じて、総務大臣に届け出る。

また、知事は委託の内容を速やかに議会に報告する。

5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

県は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。

この場合において、県は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り具体的に明らかにする。

6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

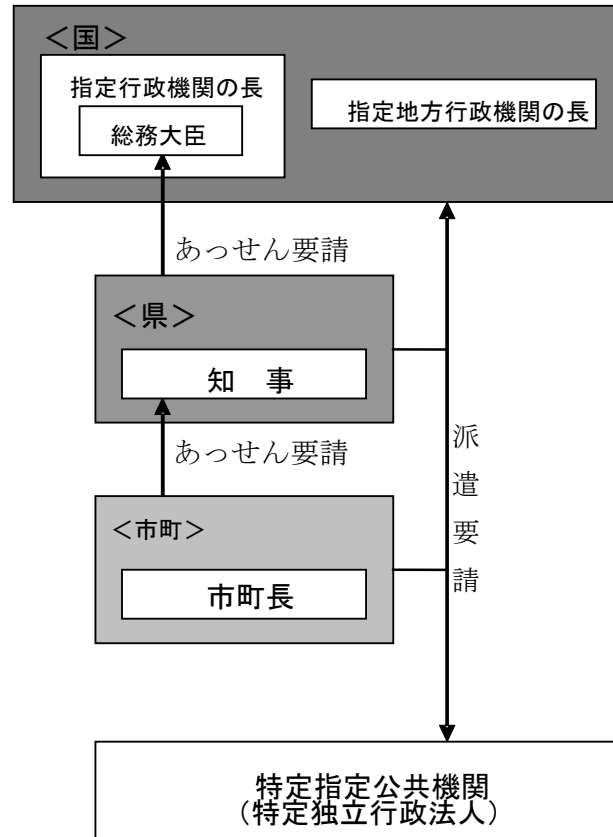
(1) 県は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求める。

(2) 県は、本項の(1)の要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、総務大臣に対し、本項の(1)の職員の派遣について、あつせんを求める。

(3) 県は、市町から、当該市町の区域に係る国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があるとして職員の派遣の要請を受けたときは、その必要性等を総合的に勘案し、所掌事務又は業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。

(4) 県の委員会及び委員は、職員の派遣を要請し、又はあつせんを求めようとするときは、あらかじめ、知事に協議する。

(5) 知事は、県内の市町から職員の派遣についてあつせんの求めがあったときは、職種や派遣の必要性などを総合的に勘案し、あつせんを行う。



7 県の行う応援等

(1) 他の都道府県に対して行う応援等

ア 県は、他の都道府県から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の都道府県から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、知事は、所定の事項を議会に報告するとともに、県は公示を行い、消防庁を通じて総務大臣に届け出る。

(2) 市町に対して行う応援等

ア 県は、市町から国民保護措置の実施に関し応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 知事は、市町がその全部又は大部分の事務を実施することができなくなったときは、平素からの調整を踏まえ、当該市町長が実施すべき国民保護措置の全部又は一部を代わって実施する。

ウ 知事は、市町長の実施すべき国民保護措置の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示する。

(3) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

知事は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施に関し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

8 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織に対する支援

県は、市町と連携し、自主防災組織による警報の伝達、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

県は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえながら、その適否を判断する。

また、県は、安全が十分確保できると判断した場合には、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等におけるボランティアの登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ等

県は、関係機関等の協力を得ながら国民、企業等からの救援物資の受入れ希望を把握し、その内容のリスト及び送り先を県対策本部及び国の対策本部を通じて国民に公表するとともに、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備を図る。また、本県が被災地域又は避難先地域に該当しない場合は、必要に応じ、救援物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、当該地域のニーズについて広報を行う。

9 住民への協力要請

県は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助の協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

(1) 避難住民の誘導への協力

避難住民の誘導を行う者は、必要に応じ、避難住民等に対し、避難住民の誘導に必要な援助について協力を要請することができる。

なお、避難住民の復帰のための措置についても同様に協力を要請することができる。

(2) 避難住民等の救援

知事又は県の職員は、必要に応じ、救援を必要とする避難住民等及びその近隣の者に対し、救援に必要な援助について協力を要請することができる。

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

知事もしくは県の職員又は警察官等は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【必要な援助の例】

- ア 消火のための水を運搬すること
- イ 救出された負傷者を病院に搬送するため車両を運転すること
- ウ 被災者の救助のための資機材を提供すること

(4) 住民の健康の保持又は環境衛生の確保

知事又は県の職員は、武力攻撃災害の発生により住民の健康の保持又は環境衛生の確保に関する措置を講ずるため緊急の必要がある場合は、住民に対し、その実施に必要な援助について協力を要請することができる。

【協力を求める要請の例】

- ア 健康診断の実施
- イ 感染症の動向調査の実施
- ウ 水道水の水質検査の実施
- エ 防疫活動の実施
- オ 被災者の健康維持活動の実施

第4章 警報及び避難の指示等

第1 警報の通知及び伝達

県は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達を行うことが極めて重要であることから、警報の通知及び伝達等に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、交通対策課、広報広聴課、保健福祉課、医療対策課・医療保険室、障がい福祉課、長寿介護課、水産課、公共施設所管課、公営企業管理局、教育委員会、県警察
関係機関	四国管区警察局、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 警報の通知等

(1) 警報の通知

ア 知事は、国の対策本部長が発令した警報が消防庁から通知された場合には、直ちに、その内容を第1編第3章に掲げるところに従って、市町長や、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。

イ 知事は、「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に該当する市町には、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

ウ 知事は、放送の速報性から、放送事業者が高い緊急情報の伝達能力を有することを踏まえ、特に、放送事業者である指定地方公共機関に対し、迅速に警報の内容を通知する。

放送事業者である指定地方公共機関は、当該警報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、警報の内容を速やかに放送するものとする。

(2) 警報の伝達等

ア 県は、学校、病院、駅、その他多数の者が利用する施設（大規模集客施設等）の管理者に対し、第2編第1章第5の2に掲げるところに従って、警報の内容を伝達する。

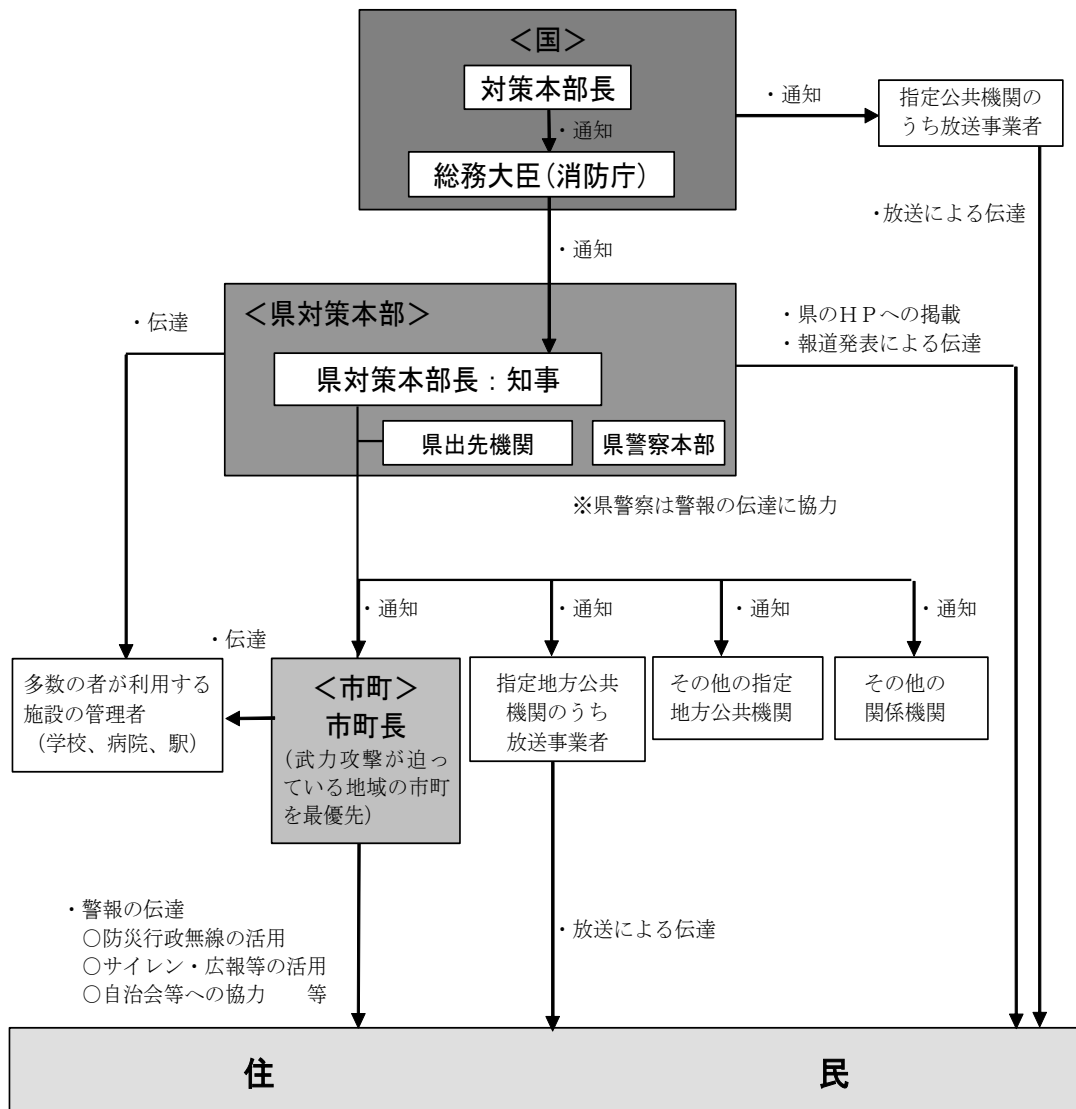
イ 県は、警報の報道発表を速やかに行うとともに、県のホームページ（<http://www.pref.ehime.jp/>）にも警報の内容を掲載する。

ウ 県は、市町から要請があった場合には、必要に応じ県消防防災ヘリコプターを使用して警報を伝達する。

エ 県警察は、市町と協力のうえ、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が拡声器を活用するなどして、警報の内容が的確かつ迅速に伝達されるよう努める。

オ 県は、高齢者、障がい者、外国人等にも配慮した、広報を行う。

警報の通知・伝達に関する措置関連図



2 市町長の警報伝達の基準

- (1) 市町長は、知事から警報の通知を受けたときは、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体に伝達するものとする。
- (2) 警報の伝達方法については、当面の間は、現在市町が保有する伝達手段に基づき、原則として以下の要領により行う。
 - ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
 - イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に当該市町が含まれない場合
 - (ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図るものとする。
 - (イ) なお、市町長が特に必要と認める場合に、サイレンを使用することを妨げるものではない。
また、広報車の使用のほか、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外のあらゆる伝達手段の活用を検討する。
- (3) 市町長は、その職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、伝達体制の整備に努める。この場合、高齢者、障がい者、外国人等に配慮するものとする。
- (4) 警報解除の通知の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンを使用しないが、その他は警報の発令の場合と同様の方法で伝達するものとする。

3 緊急通報の発令

(1) 緊急通報の発令

- ア 知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体又は財産に対する危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令する。
特に、ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合において、知事は、現場の情報を得た場合には、事態の状況に応じ、迅速に緊急通報の発令を行う。
- イ この場合、知事は、武力攻撃災害の兆候の通知や県警察、消防機関等からの情報の正確性や事態の緊急性を十分に勘案するとともに、住民の混乱を未然に防止するよう留意する。

(2) 緊急通報の内容

緊急通報の内容は、危急の被害を避ける観点から必要最小限度のものとし、明確かつ簡潔なものとする。

(3) 緊急通報の通知方法

緊急通報の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。(下図参照) なお、警報における通知先に加え、関係指定公共機関にも通知する。

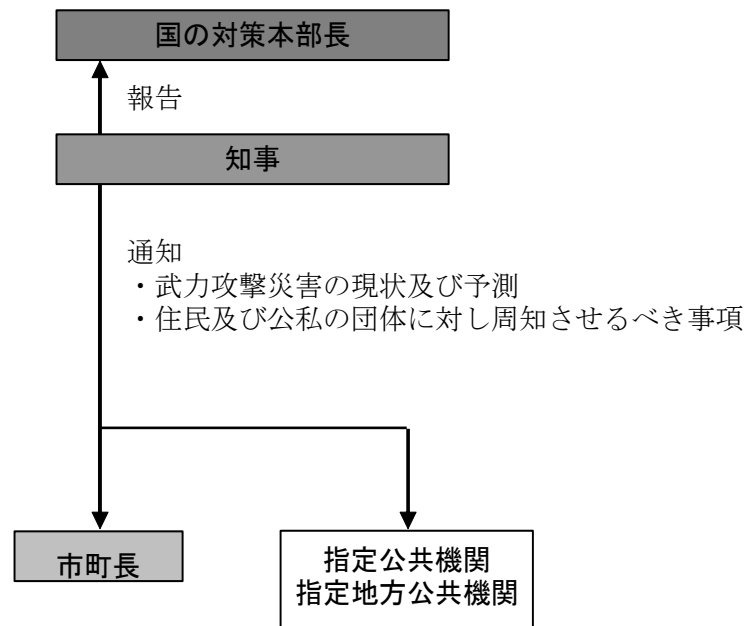
緊急通報において、特定の地域における武力攻撃災害の予測を示す場合は、当該地域が含まれる市町に対し特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

緊急通報を発令した場合には、速やかに国の対策本部にその内容を報告する。

(4) 放送事業者である指定地方公共機関による緊急通報の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該緊急通報の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、緊急通報の内容を速やかに放送するものとする。

緊急通報の通知



第2 避難の指示等

武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するためには、避難に関する措置が極めて重要であるため、避難の指示等について、以下のとおり定める。

<p>実施担当</p>	<p>防災危機管理課、交通対策課、広報広聴課、保健福祉課、医療対策課・医療保険室、健康増進課、薬務衛生課、子育て支援課、障がい福祉課、長寿介護課、林業政策課、森林整備課、漁港課、水産課、港湾海岸課、道路維持課、公共施設所管課、公営企業管理局、教育委員会、県警察</p>
<p>関係機関</p>	<p>四国管区警察局、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、日本放送協会、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛</p>

1 避難措置の指示

(1) 避難措置の指示を受けた場合等の連絡

ア 知事は、消防庁を通じて国の対策本部長による避難措置の指示を受け又は通知を受けた場合には、直ちに、その内容を第1編第3章に掲げるところに従って、市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に通知する。なお、避難措置の指示の内容は以下のとおりである。

- (ア) 住民の避難が必要な地域(要避難地域)
- (イ) 住民の避難先となる地域(避難先地域、住民の避難の経路となる地域を含む。)
- (ウ) 関係機関が講ずべき措置の概要

イ 知事は、要避難地域又は避難先地域に該当する市町には、特に優先して通知するとともに、その受信確認を行う。

(2) 避難措置の指示に伴う知事の措置

知事は、避難措置の指示に関して、当該指示を受け又は通知を受けた場合には、それぞれの場合に応じて、以下の措置を実施する。

ア 要避難地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、住民に対する避難の指示

イ 避難先地域を管轄する場合

避難措置の指示を受け、避難施設の開設や救援の準備等、避難住民の受入れのための措置

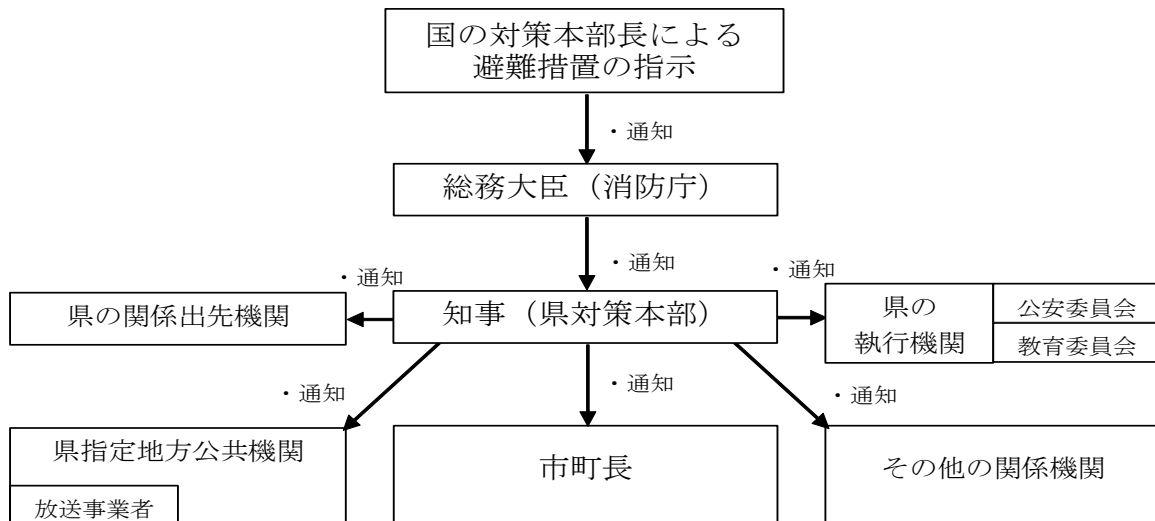
ウ ア又はイ以外で通知を受けた場合

警報の伝達の場合と同様、その内容を関係機関に伝達

上記の避難措置の指示に際して、国の対策本部長は、指示に先だって、事前に避難対象となる住民数や想定される避難の方法等について、関係都道府県知事から意見聴取を行う。

また、知事は、国の対策本部長による当該避難措置の指示が円滑に行えるよう、これらの関連する情報について、消防庁を通じて、国の対策本部長に早急に連絡する。

知事から関係機関への避難措置の指示の通知



2 避難の指示

(1) 住民に対する避難の指示

ア 知事は、避難措置の指示を受け、要避難地域を管轄する場合は、当該要避難地域を管轄する市町長を経由して、当該要避難地域の住民に対し、直ちに避難を指示する。また、本県の地理的特性等を考慮し、要避難地域に近接する地域の住民の避難が必要と判断した場合には、当該住民へも避難を指示する。この場合、避難施設等への交通手段は、徒歩又は公共交通機関を原則とする。

イ 知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、個別の避難元、避難先の割当、避難の時期、避難経路や輸送手段について総合的に判断し、避難の指示を行う。なお、避難の指示に際して情報の把握・調整を要する事項は、以下のとおりである。

- (ア) 要避難地域に該当する市町ごとの避難住民数の把握
 - ・ 関係市町からの最新の情報の入手
- (イ) 避難のための運送手段の調整
 - ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法についての調整

- ・ 県警察との緊急通行車両の確認に係る調整
- ・ 濃霧時等において避難経路や交通手段が限定されること等に留意
- (ウ) 主要な避難経路や交通規制の調整
 - ・ 県警察との避難経路の選定及び自家用車等の使用等に係る調整
 - ・ 道路管理者との道路の状況に係る調整
- (エ) 区域内外の避難施設の状況の確認
 - ・ 避難施設のリストに基づき、個別の避難先の候補を選択
- (オ) 国による支援の確認
 - ・ 消防庁等を通じた国による支援要請の確認及び調整
 - ・ 避難措置の指示に記載された国による措置内容の確認
 - ・ 防衛省への支援要請
- (カ) 市町との役割分担の確認
 - ・ 市町の誘導能力の把握、市町の支援要望の聴取、広域的な調整
- (キ) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
 - ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整
 - ・ 国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

資料3-2：避難の指示の内容（一例）

(2) 放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送

放送事業者である指定地方公共機関は、当該避難の指示の通知を受けたときは、その国民保護業務計画で定めるところにより、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送するものとする。

なお、放送事業者である指定地方公共機関による避難の指示の放送については、避難の指示の内容が詳細にわたる場合も考えられることを踏まえ、その迅速な伝達を確保する観点から、避難の指示の内容を逐一すべて放送しなければならないというものではなく、放送の方法については、伝えるべき避難の指示の内容の正確さを損なわない限度において、放送事業者の自主的な判断にゆだねることとする。

(3) 県の区域を越える住民の避難の場合の調整

ア 知事は、県の区域を越えて住民を避難させる必要があるときは、「避難先地域」を管轄する都道府県知事と、あらかじめ次の事項について協議する。

- (ア) 避難住民数、避難住民の受入予定地域
- (イ) 避難の方法（輸送手段、避難経路）

イ 知事は、他の都道府県からの協議を受けた場合には、必要に応じ区域内の市町と協議を行いつつ、区域内の避難施設の状況や受入体制を勘案し、迅速かつ個別に受入地域を決定のうえ、協議元の都道府県知事に通知する。この場合において、受入地域を管轄する市町長及び避難施設の管理者に受入地域の決定を通知する。

ウ 知事は、県の区域を越える避難を円滑に行うため、国の対策本部長による総合調整、内閣総理大臣による指示が行われた場合には、その内容に従い、適切な措置を講ずる。なお、総務大臣により、広域的な観点から必要な意見を述べ、避難住民の受入れが的確に実施されるよう促された場合は、その勧告の内容に照らして、所要の措置を講ずる。

エ 避難先の都道府県知事等が避難住民の輸送手段の確保等を行う場合、安全確保の責務の明確化等の観点から、原則として、要避難地域の都道府県知事等は、避難先の都道府県知事等に対し、国民保護法第13条に基づき、事務の委託を行うものとする。

(4) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、知事は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、消防庁を通じて国の対策本部に対し早急に現場の状況等を連絡する。この場合において、知事は、国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、県の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難の指示の国の対策本部長への報告

知事は、避難の指示をしたときは、消防庁を通じて、国の対策本部長にその内容を報告する。

(6) 避難の指示の通知及び伝達

避難の指示の関係機関への通知方法については、原則として警報の通知方法と同様とする。警報における通知先である市町長、県の執行機関、放送事業者その他の指定地方公共機関、県の関係出先機関、その他の関係機関に加え、関係指定公共機関にも通知する。

この場合において、避難先地域を管轄する市町長に対しては、受入れのための体制を早急に整備できるよう、特に優先して通知するとともに、受信確認を行う。

(7) 避難施設の管理者への通知

知事は、避難先地域の避難施設の管理者に対して、同施設の開設を早急に行うことができるよう、避難の指示の内容を通知する。

3 避難に際しての留意点

(1) 地域特性等への配慮

ア 都市部における住民の避難

(ウ) 知事は、避難住民の誘導に際しては、市町と県警察、管区海上保安本部等、自衛隊の連携が図られるように広域の見地から市町長の要請の調整を行うとともに、必要な支援を行う。また、住民の避難が円滑に行われるよう、県対策本部に派遣された連絡員等を通じて、避難経路等について、迅速に協議を行う。

イ NBC攻撃の場合における住民の避難

避難住民を誘導する際には、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため、手袋や帽子、雨ガッパなどを着用させるほか、マスクや折りたたんだハンカチ等を口及び鼻にあてさせることなどに留意する。

(ア) 核攻撃の場合

核爆発による熱線、爆風等による直接の被害を受ける地域については、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、地下施設等に避難させ、一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難させる。

直接の被害を受けないものの、放射線降下物による被害を受けるおそれがある地域については、放射線の影響を受けない安全な地域へ避難するよう指示するとともに、外部被ばくを最小限に抑えるため、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難させる。

また、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染（防災基本計画（原子力災害対策編）の簡易除染をいう。以下同じ。）その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。

(イ) 生物剤による攻撃の場合

生物剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

また、人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合は、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、関係機関は一律に住民を避難させるのではなく、感染の有無を確認するとともに感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

(ウ) 化学剤による攻撃の場合

化学剤による攻撃が行われた場合又はそのおそれがある場合は、当該場所から直ちに離れ、屋内の外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難させる。

この際、化学剤は、一般的に空気より重いため、可能な限り高台に避難させる。

ウ 弾道ミサイルによる攻撃や航空攻撃の場合における住民の避難

(ア) 弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街等の地下施設に避難させる。

(イ) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域へ避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。

- (ウ) このため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、国（内閣官房、消防庁等）が作成する各種資料等を活用し、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める。

エ 着上陸侵攻の場合における住民の避難

着上陸侵攻については、本県での事態発生の可能性は低いと想定されるが、今後、このような事態に対して、以下の対応を行う。

- (ア) 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域

を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って行うことが適当である。

このため、この場合、総合的な方針に基づく避難措置の指示を踏まえて、対応することを基本とする。

- (イ) このため、平素から、このような避難を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進めていくこととする。

(3) 動物の保護等に関する配慮

県は、武力攻撃事態等における、動物の保護等に関する配慮について、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方」（環境省、農林水産省 事務連絡 平成17年8月31日）に基づき、以下の措置を講ずる。

ア 危険動物等の逸走対策

- (ア) 県は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図る。

- (イ) 県は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行う。

- (ウ) 県は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行う。

イ 要避難地域等において飼養又は管理されていた家庭動物等の保護等

- (ア) 県は、武力攻撃事態等における要避難地域等において、飼養又は保管されていた家庭動物等を所有者が保護するための支援や、負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施する。

- (イ) 県は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施する。

4 県による避難住民の誘導の支援等

(1) 市町長の避難実施要領策定の支援

知事は、市町長から避難実施要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の内容に照らし市町長が円滑な避難住民の誘導を行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(2) 市町長による避難誘導の状況の把握

知事は、市町長による避難実施要領の策定後においては、避難住民の誘導が同要領に従って適切に行われているかについて、市町長からの報告、派遣した現地連絡員や避難住民の誘導を行う警察官等からの情報に基づき、適切に状況を把握する。

県警察は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、交通規制や混乱の防止、車両・航空機等による情報収集を行うほか、市町からの要請に基づく所要の措置を講ずる。

(3) 市町長による避難住民の誘導の支援や補助

知事は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、市町長に対し、食料、飲料水、医療及び情報等の提供を行うなど適切な支援を行う。市町長からの要請があった場合も同様とする。

特に、市町長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合や市町長から要請があった場合には、現地に県職員を派遣して、避難先都道府県との調整に当たらせるなど、その役割に応じた避難住民の誘導の補助を行う。

(4) 広域的見地からの市町長の要請の調整

知事は、複数の市町長から警察官等による避難住民の誘導の要請が競合した場合など、避難誘導に係る資源配分について広域的観点から調整が必要であると判断した場合には、それらの優先順位を定めるなど市町長の要請に係る所要の調整を行う。

また、市町長から県警察等に連絡が取れない場合などにおいては、警察官等による避難住民の誘導に関して、知事自らが要請を行う。

(5) 市町長への避難誘導に関する指示

知事は、避難の指示の内容に照らして、市町長による避難住民の誘導が適切に行われていないと判断する場合においては、市町長に対し、避難住民の誘導を円滑に行うべきことを指示する。この場合において、指示に基づく市町長による所要の避難住民の誘導が行われなときは、知事は、市町長に通知した上で、県職員を派遣し、当該派遣職員を指揮して避難住民の誘導に当たらせる。

(6) 国及び他の地方公共団体への支援要請

知事は、物資の支援及び調整等、避難誘導を円滑に実施させるための措置等を積極的に行うとともに、県のみでは適切な支援及び調整が行えないと判断した場合には、国又は他の地方公共団体に支援を要請する。

(7) 内閣総理大臣の是正措置に係る対応

知事は、避難住民の誘導に関する措置に係る内閣総理大臣の是正措置が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、市町長に対する支援、是正の指示、避難住民の誘導の補助等を行う。

(8) 避難住民の運送の求めに係る調整

知事は、市町の区域を越えて避難住民の運送が必要となる場合若しくは複数の市町長による運送の求めが競合した場合又は競合が予想される場合には、より広域的な観点からこれらの優先順位等を定めるとともに、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、自ら運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、運送の求めを行う。

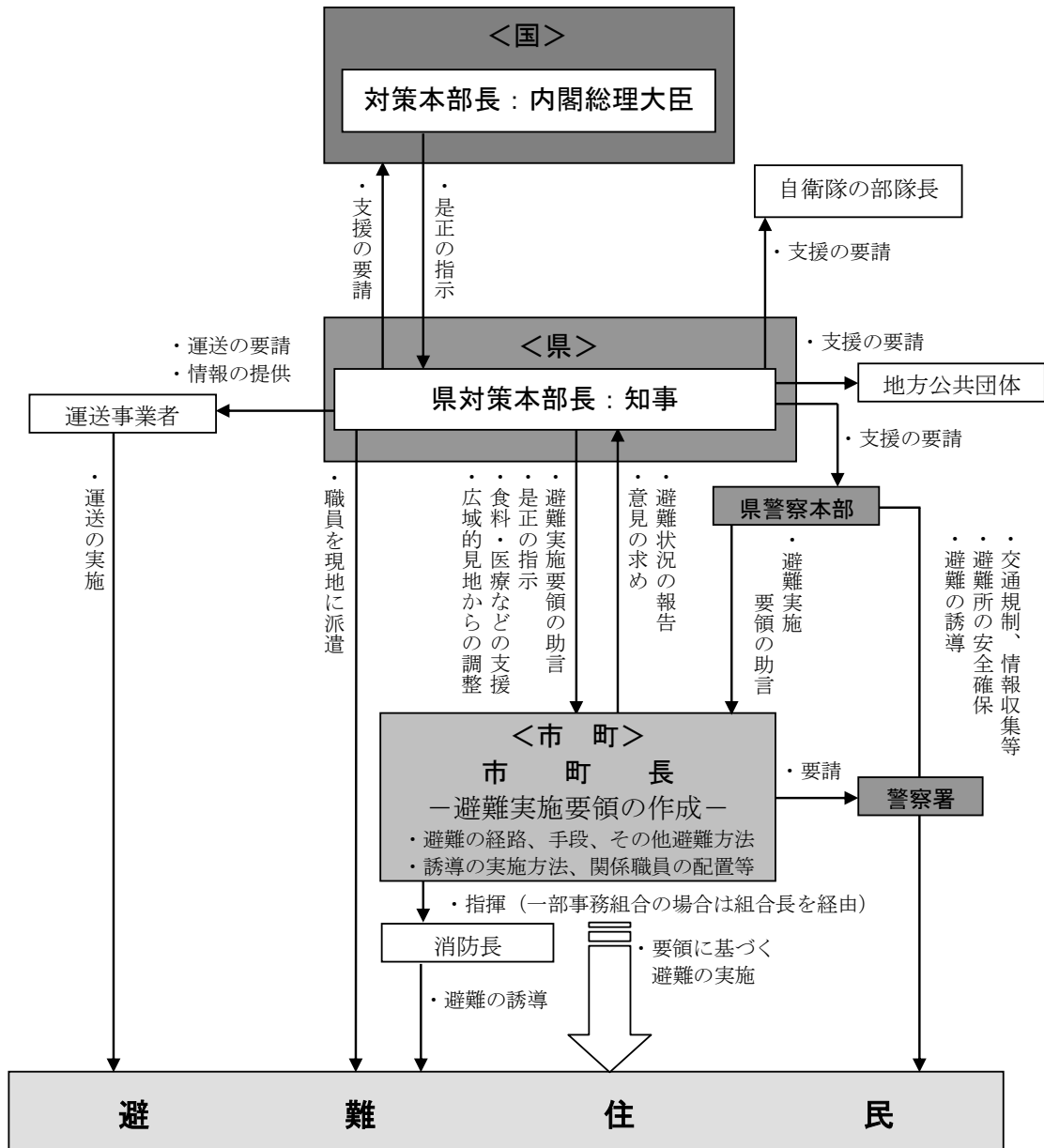
知事は、運送事業者である指定地方公共機関による避難住民の運送が円滑に行われていない場合は、避難住民の運送を円滑に行うべきことを当該機関に指示する。当該指示に当たっては、警報の内容等に照らし、当該機関の安全が確保されていることを確認するとともに、当該機関に対し、武力攻撃の状況など安全確保のために必要な情報の提供を行う。

知事は、運送事業者である指定公共機関が運送の求めに応じないときは、国の対策本部長に対し、その旨を通知する。

(9) 指定公共機関等による運送の実施

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。また、武力攻撃事態等において、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、旅客の運送を確保するために必要な措置を講ずるものとされている。

避難誘導に関する措置関連図



5 避難実施要領等

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を市町国民保護計画策定の際の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、県警察等関係機関の意見を聴きつつ、消防庁のマニュアルを参考に、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンの中から、的確かつ迅速に避難実施要領を策定するものとする。

避難実施要領に定める事項は以下のとおりである。

- ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ウ 避難の実施に関し必要な事項

(2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

- ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位
避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。
- イ 避難先
避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。
- ウ 一時集合場所及び集合方法
避難住民の誘導や運送の拠点となる一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合の手段を記載する。
- エ 集合時間
避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。
- オ 集合に当たっての留意事項
集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要避難援護者への配慮事項等、集合に当たって避難住民が留意すべき事項を記載する。
- カ 避難の手段及び避難の経路
集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。
- キ 市町職員、消防職団員の配置等
避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。
- ク 自主防災組織等の活用
自治会や自主防災組織のほか、消防や自衛隊のOBなどの協力について記載する。
- ケ 高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者への対応
高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するため、これらの者への対応方法を記載する。
- コ 要避難地域における残留者の確認
要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。
- サ 避難誘導中の食料等の支援
避難誘導中の住民に対し、食料・飲料水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるような支援内容を記載する。
- シ 避難住民の携行品、服装
避難住民の誘導が円滑に実施できるよう必要最低限の携行品、服装について記載する。

- ス 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等
問題が発生した際の緊急連絡先を記載する。

資料3-3：避難実施要領（一例）

(3) 避難住民の誘導

市町長は、市町職員、消防長等を指揮して避難誘導を行う。なお、避難誘導に当たっては、要配慮者を優先することとし、自治会や自主防災組織等と連携し、迅速かつ安全な避難住民の誘導に努めるものとする。

(4) 警察官等による避難住民の誘導の要請

市町長は、避難住民を誘導するため必要に応じて、次の者に対し避難住民の誘導を行うよう要請するものとする。

- ア 当該市町の区域を管轄する警察署長 警察官
イ 海上保安部長等 海上保安官
ウ 国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（国民保護法施行令第8条第2項で定められた自衛隊の部隊等の長に限る。） 自衛官

(5) 必要な措置の要請

市町長は、警察官等が避難誘導を実施している場合において、避難住民の生命又は身体の保護のため緊急の必要がある場合は、その必要な限度において、警察署長等に対し、避難住民の誘導に関する必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

ア 警告、指示

避難住民を誘導する市町職員、警察官、海上保安官、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等（国民保護法第63条第1項に規定する「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」をいう。以下第5号において同じ。）の自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生する恐れがあるときは、必要な警告又は指示を行うことができることとされている。

イ 立入禁止、退去、物件の除去

警告、指示を行う場合、警察官、海上保安官は、特に必要がある場合は、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は危険を生ずる恐れのある道路上の車両等の除去など必要な措置を講ずることができることとされている。

なお、警察官、海上保安官がいない場合は、消防吏員、出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官が措置を講ずることができることとされている。

ウ 避難拒否者等の説得

避難住民を誘導する市町職員、警察官等は、避難の指示に従わず要避難地にとどまる者に対し、警告等を発するほか、避難の指示に従うよう出来る限り説得に努めるものとする。

6 避難所等における安全確保等

県警察等は、被災後の無人化した住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む。）におけるパトロールの強化や避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保や犯罪の予防に努めるほか、多数の者が利用する施設等の管理者に対し必要な要請を行い、当該施設の安全の確保を図る。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等の取締りを重点的に行う。

警察署等においては、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行うなど連携を保つとともに、また、住民等からの相談に対応することを通じ、住民等の不安の軽減に努める。

7 避難住民復帰のための措置

(1) 避難の指示の解除

知事は、避難措置の指示の解除の通知を受けた場合には、当該要避難地域及び要避難地域に近接する地域（住民を避難させている場合）を管轄する市町長を経由して、避難住民に対し、避難の指示の解除を伝える。

避難の指示の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、避難の指示の発令の場合と同様とする。

(2) 避難住民の復帰のための措置

市町長は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

また、知事は避難住民の誘導を円滑に実施するため、市町長に対し必要な支援を行う。

(3) 市町長の避難住民の復帰に関する要領策定の支援

知事は、市町長から避難住民の復帰に関する要領を策定するに当たって意見を求められた場合には、避難の指示の解除の内容に照らし市町長が円滑な避難住民を誘導が行えるよう、必要な意見を述べる。この場合において、県警察は、交通規制、避難経路等について、避難住民の効率的な運送や混乱の防止の観点から必要な意見を述べる。

(4) 指定公共機関等による運送の実施

運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関は、知事又は市町長から避難住民の復帰のための運送の求めがあったときは、正当な理由がない限り、その求めに応じるものとされている。

また、旅客の運送の確保に必要な措置を講ずるものとする。

第5章 救援

知事は、避難先地域において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するうえで、救援に関する措置を実施する必要があるため、救援の内容等について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、交通対策課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、林業政策課、建築住宅課、公営企業管理局、教育委員会、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、四国財務局、神戸税関、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第六管区海上保安本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、日本放送協会、日本郵便株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 救援の実施

(1) 救援の実施

知事は、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、救援を必要としている避難住民等に対し、関係機関の協力を得て、次に掲げる措置を行う。

ただし、事態に照らし緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

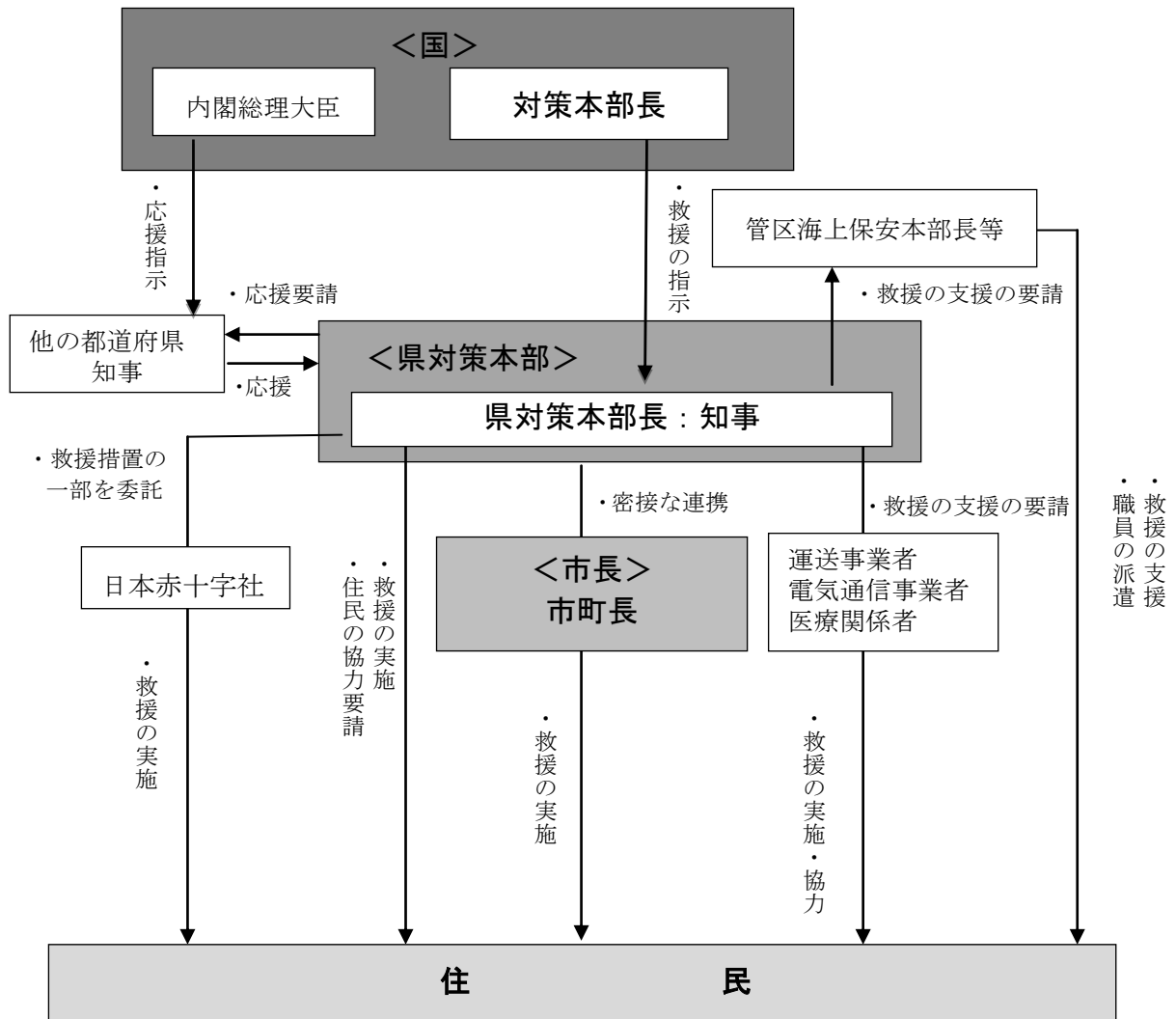
- ア 収容施設の供与
- イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ウ 医療の提供及び助産
- エ 被災者の捜索及び救出
- オ 埋葬及び火葬
- カ 電話その他の通信設備の提供

- キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 市町による救援の実施に係る調整

知事は、あらかじめ調整した役割分担に沿って、市町長と緊密に連携して救援を行うとともに、市町長が当該役割に沿って迅速かつ的確に救援を行っていない場合には、当該救援を行うよう指示する。この場合において、知事は、市町長が行う救援の内容及び当該救援を行う期間を市町長へ通知する。

救援に関する措置関連図



救援の内容

- ・ 収容施設の供与
- ・ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- ・ 医療の提供及び助産
- ・ 被災者の捜索及び救出
- ・ 埋葬及び火葬
- ・ 電話その他の通信設備の提供
- ・ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- ・ 学用品の給与
- ・ 死体の捜索及び処理
- ・ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

住民の協力等

- ・ 救援に必要な援助の協力
- ・ 救援に必要な物資の売渡し
(医療品、食品、寝具等特定物資)
- ・ 特定物資の保管
- ・ 土地・家屋又は物資の使用の許諾
(収容施設及び医療用施設として利用)
- ・ 土地、家屋等の立入り及び検査の許諾

2 関係機関との連携

(1) 国への要請等

知事は、救援を行うに際し、必要と判断した場合は、国に対し、具体的な内容を示して支援を求める。また、内閣総理大臣から他の都道府県の救援の実施について、応援すべき旨の指示があった場合には、当該都道府県に対して応援を行う。

(2) 他の都道府県知事に対する応援の求め

知事は、救援を実施するため必要があると認めるときは、他の都道府県に応援を求める。この場合、応援を求める都道府県との間にあらかじめ締結された相互応援協定等があるときは、当該協定等に定める手続に基づき行う。

(3) 市町との連携

本章の1(2)において市町が行うこととされている救援の実施に関する事務以外の事務について、市町長は知事の行う救援を補助することとされていることから、県は、市町と密接に連携する。

(4) 日本赤十字社との連携

知事は、救援の措置のうち必要とされる措置またはその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合は、災害救助法における実務に準じた手続により行う。

(5) 緊急物資の運送の求め等

知事が運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、第3編第4章第2の4の(8)に準じて行う。

(6) 指定公共機関等による緊急物資の運送

指定公共機関等による緊急物資の運送については、第3編第4章第2の4の(9)に準じて行う。

3 救援の内容

(1) 救援の基準

知事は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援を実施する。

知事は、「救援の程度及び基準」によって救援の実施が困難であると判断する場合には、内閣総理大臣に対し、特別な基準の設定について意見を申し出る。

(2) 救援に関する基礎資料

知事は、平素において準備した基礎的な資料を参考にしつつ、県対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

(3) 救援の内容

知事は、救援の実施に際し、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

避難等により本来の住居で生活することができなくなった避難住民等に、収容施設を提供することにより、避難住民等を保護しその一時的な居住の安定を図るため、知事が指定する避難施設を供与する。

また、避難が長期にわたることが見込まれる場合には、長期避難のための仮設住宅等の手配を行い、避難住民等が公民館等から移ることができるよう配慮する。

- (7) 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）
 - (イ) 避難施設運営マニュアルに基づく適切な運営
 - (ロ) 避難所におけるプライバシーの確保や男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮
 - (エ) 高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与
 - (オ) 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がい者、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与
 - (カ) 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等（賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。）とその用地の把握）
 - (キ) 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応
 - (ク) 提供対象人数及び世帯数の把握

イ 食品、飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

食品については、自宅で炊飯を行うことができず日常の食事に支障が生じる場合に、避難住民等に対し応急的に炊き出し又は弁当等の提供を行う。

飲料水については、武力攻撃災害の発生により、水道等の施設が破壊され、または飲料水が汚染されたことなどにより、飲料水に適する水を得ることができない避難住民等に対し提供する。

生活必需品等については、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難となった避難住民等に対して、給与又は貸与する。

- (7) 食品、飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認
 - (イ) 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請
 - (ロ) 提供対象人数及び世帯数の把握
 - (エ) 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制

ウ 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等において、医療又は助産を必要とする状態にあるにもかかわらず、医療又は助産を受けることができない避難住民等に対し、応急的な医療又は助産を提供するとともに、

提供に当たっては、県内医療機関を活用するほか、日本赤十字社への医療の提供の委託や医療関係者に対する医療の実施の要請等も行う。

なお、医療又は助産の対象は、武力攻撃災害を原因として被災した者に限るものでなく、また、経済的能力の如何を問うものでない。

- (7) 医薬品、医療資機材、NBC対応資機材等の所在の確認
- (イ) 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集
- (ウ) 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集
- (エ) 避難住民等の健康状態の把握
- (オ) 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握
- (カ) 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応
- (キ) 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保
- (ク) 臨時の医療施設における応急医療体制の確保

エ 被災者の捜索及び救出

武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。

この場合、消防防災航空隊の活用など、県警察及び消防等が行う捜索、救出活動と十分な連携を図る。

- (7) 被災者の捜索及び救出についての県警察、消防機関、自衛隊・管区海上保安本部等の関係機関との連携
- (イ) 被災情報、安否情報等の情報収集への協力

オ 埋葬及び火葬

武力攻撃災害により死亡した者に対して、その遺族が混乱期に埋火葬を行うことが困難な場合や、死亡した者の遺族がいないような場合に、遺体の応急的な埋葬及び火葬として、棺など必要な物資及び火葬等の役務の提供を行う。

また、墓地、火葬場等関連する情報を広域のかつ速やかに収集し、遺体搬送の手配等を実施する。

- (7) 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握
- (イ) 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等の情報集約体制
- (ウ) 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保
- (エ) あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）
- (オ) 県警察及び管区海上保安本部等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施

- (カ) 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律における埋葬及び火葬の手續に係る特例が定められた場合の対応（厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例）

カ 電話その他の通信設備の提供

武力攻撃事態等において、避難等により、家族等と連絡を取ることや必要な情報の入手が困難となった避難住民等に対して、電気通信事業者である指定公共機関等の協力を得て、電話、インターネットその他の通信設備を設置する。

- (ア) 収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握
 (イ) 電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整
 (ウ) 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定
 (エ) 聴覚障がい者等への対応

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われな場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した場合に、武力攻撃災害のため住宅が半壊又は半焼し、自らの資力では応急修理することができない者に対して、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分について応急修理を行う。

- (ア) 住宅の被災状況の情報収集体制（被災戸数、被災の程度）
 (イ) 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保
 (ウ) 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定
 (エ) 応急修理の相談窓口の設置

ク 学用品の給与

避難や武力攻撃災害により学用品を喪失し、就学上支障のある小学校児童や中学校生徒（中等教育学校の前期課程（平成18年度4月以降）、特別支援学校の児童又は生徒を含む。）、高等学校等生徒に対して、教科書等の教材、文房具、体操着等の体育実技用品及びカバン等の通学用品を給与する。

- (ア) 児童生徒の被災状況の情報収集
 (イ) 不足する学用品の把握
 (ウ) 学用品の給与体制の確保

ケ 死体の捜索及び処理

武力攻撃災害により行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索のほか、洗浄や消毒の処置等を行う。

- (ア) 死体の捜索及び処理についての県警察、消防機関及び自衛隊・管区海上保安本部等の関係機関との連携

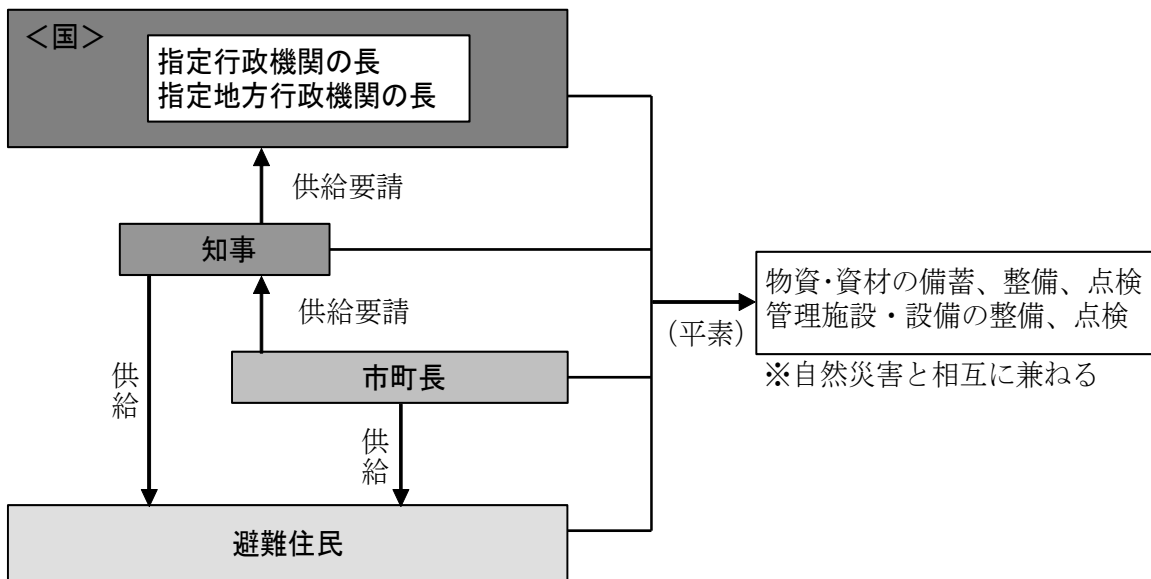
- (イ) 被災情報、安否情報の確認
- (ロ) 死体の捜索及び処理の時期や場所の決定
- (ハ) 死体の処理方法（死体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存（原則既存の建物）及び検案等の措置）
- (ニ) 死体の一時保管場所の確保

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

再度武力攻撃を受ける心配がなく避難が行われない場合や、避難措置が解除され被災地に復帰した後に、日常生活に著しい支障を及ぼしている者に対し、個人の敷地内の土石、竹木等の障害物の除去を行う。

- (ア) 障害物の除去の対象となる住居等の被災状況の収集
- (イ) 障害物の除去の施工者との調整
- (ロ) 障害物の除去の実施時期
- (ハ) 障害物の除去に関する相談窓口の設置

物資及び資材の備蓄、供給等



4 医療活動等を実施する際の留意事項

(1) 医療活動等の実施方針

ア 医療活動等の実施に当たっては、死亡者を一人でも少なくすることを最優先し、トリアージの実施等により効果的な活動に努める。

イ 県、市町、日本赤十字社愛媛県支部、県医師会等、公的医療機関及び国立病院等は、緊密な連携により、武力攻撃災害の状況に応じ適切な医療（助産を含む。以下同じ。）を行う。

ウ 県は、県地域防災計画に準じ、武力攻撃災害時には速やかに救護所の設置や救護班の編成などの初期医療体制を確立するとともに、救護病院等の後方医療機関に傷病者を収容する。また、災害派遣医療チーム（DMAT）を災害現場に派遣し、災害時における医療救護活動要領に基づき応急治療等を行う。

エ 県は、医療施設の被害状況や医薬品等医療資機材の需給状況等の情報を収集し、医療救護活動について広域的な調整を行う。

オ 保健所は、被災地域における医療救護支援の拠点として、地域の関係機関との調整を行う。

カ 武力攻撃災害により、在宅医療等の継続が困難になる難病患者等に対する医療の確保に努める。

(2) 核攻撃等における医療活動等の留意点

ア 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

(ア) 医療関係者からなる救護班による被ばく医療活動の実施

(イ) 内閣総理大臣により被ばく医療に係る医療チームが派遣された場合、その指導のもとに、トリアージや汚染・被ばくの程度に応じた医療の実施

イ 生物剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置（必要に応じた医療関係者等へのワクチンの接種等の防護措置）

(イ) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

ウ 化学剤による攻撃の場合の医療活動

(ア) 国からの協力要請に応じた救護班の編成や医療活動の実施

5 救援の際の物資の売渡し要請等

(1) 救援の際の物資の売渡し要請等

ア 知事は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずる。ただし、これらの措置は、緊急かつやむを得ない場合に限定されることに留意する。

(ア) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請

(イ) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用

(ロ) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令

(ハ) 収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）

(ニ) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査

(ホ) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査

(ヘ) 医療の要請及び指示

イ 知事は、本項(1)アの(イ)から(エ)の措置を講ずる場合は、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。ただし、土地等の使用者の所在が不明である場合等は、事後に交付するものとする。

ウ 知事は、必要がある場合、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の売り渡しの要請等を自らに代わって行うことを要請する。

(2) 医療の要請等に従事する者の安全確保

県は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6章 安否情報の収集・提供

県は、県民等の安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案のうえ、その緊急性や必要性を踏まえつつ、個人情報の保護及び報道の自由に十分な配慮をすることが重要であるため、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、各部局幹事課、県警察
関係機関	四国管区警察局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、日本放送協会、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

県は、その開設した避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している県が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

(2) 県警察の通知

県警察は、死体の見分、身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行ったときは、県対策本部に通知する。

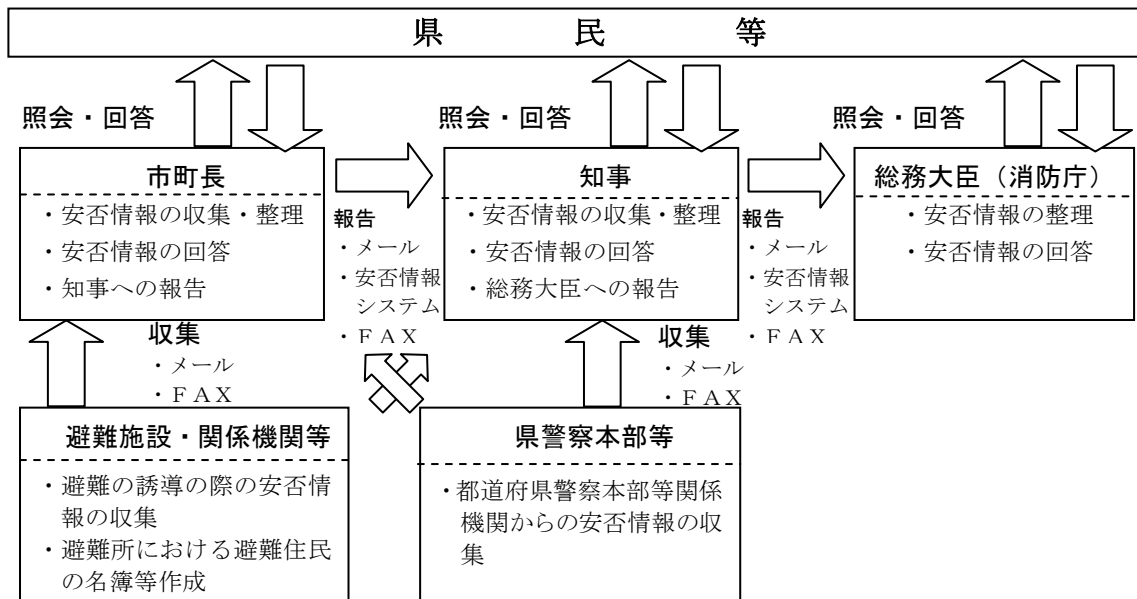
(3) 安否情報収集の協力要請

県は、指定地方公共機関及び医療機関、私立学校その他の安否情報を保有する関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(4) 安否情報の整理

県は、市町から報告を受けた安否情報及び自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理しておく。

安否情報の収集に関する措置関連図



収集項目

1. 避難住民（負傷した住民も同様）
 - ①氏名
 - ②フリガナ
 - ③出生年月日
 - ④男女の別
 - ⑤住所
 - ⑥国籍（日本国籍を有しないものに限る。）
 - ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
 - ⑧負傷（疾病）の該当
 - ⑨負傷又は疾病の状況
 - ⑩現在の住所
 - ⑪連絡先その他必要情報
 - ⑫親族・同居者への回答の希望
 - ⑬知人への回答の希望
 - ⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表への同意
2. 死亡した住民

（上記①～⑦に加えて）

 - ⑮死亡の日時、場所及び状況
 - ⑯遺体が安置されている場所
 - ⑰連絡先その他必要情報
 - ⑱①～⑦、⑮～⑰の親族・同居者・知人以外の者への回答の同意

2 総務大臣に対する報告

県は、総務大臣への報告に当たっては、原則として、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで消防庁に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

資料2-3-2：安否情報報告書（安否情報省令に規定する様式第3号）（前掲）

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 県は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、県対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として県対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、メールなどでの照会も受け付ける。

資料3-4：安否情報照会書（安否情報省令に規定する様式第4号）

(2) 安否情報の回答

ア 県は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書で本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 県は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 県は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

資料3-5：安否情報回答書（安否情報省令に規定する様式第5号）

(3) 個人情報の保護への配慮

ア 県は安否情報が個人の情報であることを考慮し、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

県は、日本赤十字社県支部から要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

5 市町による安否情報の収集及び提供の基準

(1) 市町による安否情報の収集

市町による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳など市町が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、市町は、医療機関、諸学校、大規模事業所など安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

(2) 市町による安否情報の報告及び照会に対する回答

市町による安否情報の県への報告及び照会に対する回答は、県に準じて行うものとする。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 生活関連等施設の安全確保等

県は、武力攻撃災害への対処を行うに当たり、生活関連等施設の重要性を考慮し、その安全確保について必要な措置等を講じなければならないため、生活関連等施設の安全確保に必要な事項等について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、消防防災安全課、環境政策課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、畜産課、水資源対策課、港湾海岸課、公営企業管理局、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国総合通信局、中国四国厚生局、愛媛労働局、中国四国農政局、四国森林管理局、四国経済産業局、中国四国産業保安監督部、中国四国産業保安監督部四国支部、四国地方整備局、四国運輸局、大阪航空局、松山海上保安部、今治海上保安部、宇和島海上保安部、新居浜海上保安署

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

知事は、国の対策本部長から武力攻撃災害への対処について、国全体の方針に基づき所要の指示があったときは、当該指示の内容に沿って、必要な措置を講ずるほか、自らの判断により、武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 国の対策本部長への措置要請

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、知事が武力攻撃災害を防除・軽減することが困難であると認めるときは、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

県は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員に対し、現地からの情報を収集、分析し、必要な情報の提供や、放射能や化学剤等に対応する防護服の着用等の安全確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

弾道ミサイル攻撃や航空攻撃は、その兆候を国が把握し、警報の発令や避難措置の指示等が講ぜられるが、ゲリラや特殊部隊による攻撃については、事前に特定することが困難である。このため、知事は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は市町長、消防吏員等からの当該兆候

の通知を受けたときは、適時に、消防庁を通じて、国の対策本部長に報告するとともに、県警察の協力を得つつ、当該兆候について事実関係の確認を行う。

また、兆候の性質に応じて、必要な関係機関にも通知する。

3 生活関連等施設の安全確保

知事は、生活関連等施設が、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設であることを考慮し、その安全確保について必要な措置を講ずる。

(1) 生活関連等施設の状況の把握

県は、県対策本部を設置した場合には、関係機関及び生活関連等施設の管理者との連絡体制を確保する。

知事は、区域内の生活関連等施設について、警報、避難措置の指示の内容その他の情報を踏まえて、当該施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、当該施設の管理者、所管省庁、県警察、海上保安部長等と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関で当該情報を共有する。

この場合において、知事は、安全確保の留意点に基づき、所要の措置が講じられているか否かについて確認をする。

資料3-6：生活関連等施設の安全確保の留意点

(2) 施設管理者に対する措置の要請

知事は、情報収集の結果に基づき、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、当該施設の管理者に対して、安全確保のために必要な措置（施設の巡回の実施、警備員の増員、警察との連絡体制の強化等による警備の強化、防災体制の充実等）を講ずるよう要請する。この場合、安全確保のために必要な措置を的確に実施するために必要な情報を、施設の管理者に対し随時提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全確保に十分配慮する。

県警察は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 県が管理する施設の安全の確保

知事は、県が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、知事は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、必要な支援を求める。

また、生活関連等施設以外の県が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(4) 立入制限区域の指定の要請

知事は、安全確保のため必要があると認めるときは、県公安委員会又は海上保安部長等に対し、立入制限区域の指定を速やかに要請する。また、隣接県において、ゲリラや特殊部隊による攻撃を受け、又は攻撃の可能性のある事案が把握されたときにも、本県への侵入に備えて、同様に立入制限区域の指定を要請する。

また、県公安委員会は、知事から要請があったとき、又は事態に照らして特に必要があると認めるときは、生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域を立入制限区域として指定する。なお、県公安委員会は、速やかに、その旨を生活関連等施設の管理者に通知する。

立入制限区域の考え方は以下のとおりである。

ア 範囲

生活関連等施設の特性及び周辺の地域の状況を勘案しつつ、生活関連等施設の安全確保の観点から合理的に判断して、立入りを制限し、禁止し、又は退去を命ずる必要があると考えられる区域で、県公安委員会又は海上保安部長等が指定することとされている。

イ 公示等

県公安委員会又は海上保安部長等は、立入制限区域を指定したときは、県の公報や新聞への掲載、テレビ、ラジオ等を通じた発表等により公示することとされている。また、現場においては、警察官又は海上保安官が可能な限り、ロープ、標示の設置等によりその範囲、期間等を明らかにすることとされている。

ウ 効果

警察官又は海上保安官により、当該区域への立入りを制限し、禁止し、又は退去を命令し、安全確保を図ることとされている。

(5) 国の対策本部との緊密な連携

知事は、武力攻撃災害が著しく大規模である場合やその性質が特殊であるような場合においては、消防庁を通じて、国の対策本部長に対し、必要な措置の実施を要請する。

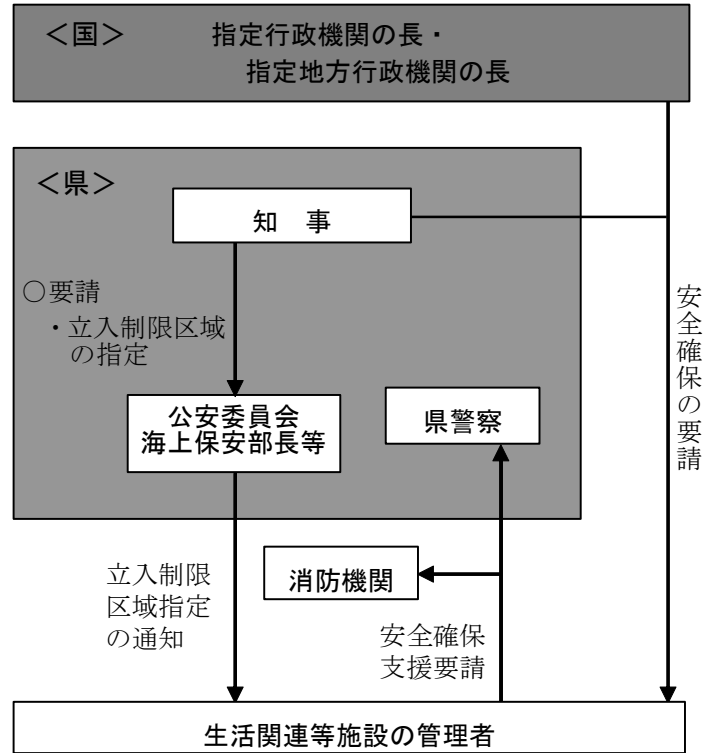
このため、知事は、県警察等と連携しながら、武力攻撃災害の状況を見極めつつ、講じている措置の内容、今後必要と考えられる措置、国において講ずべき措置等の情報を迅速に把握する。

(6) 国の方針に基づく措置の実施

生活関連等施設の安全確保のために国全体として万全の措置を講ずべきであるとして、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して措置を講ずることとした場合、知事は、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁の活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針を踏まえつつ、国と連携して、周辺住民の避難等の措置を講ずる。

この場合、措置を行っている現場における各機関の活動の調整が円滑に行われるよう、その内容を関係機関に速やかに伝達する。

生活関連等施設の安全確保



4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

知事は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急に必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、次のアからウの措置を講ずべきことを命ずる。

なお、既存の法令に基づく措置と次のアからウの措置との対応関係は資料編に示す。

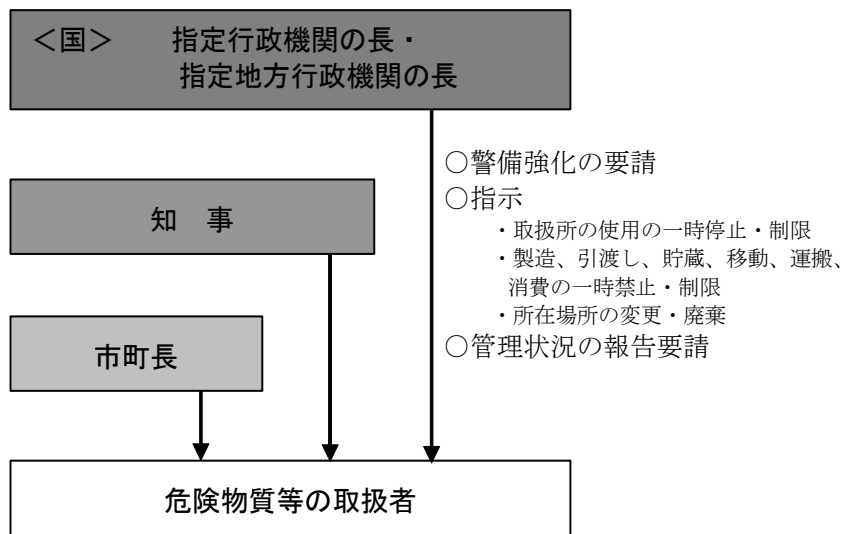
- ア 危険物質等取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限
- ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

資料3-7：危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置のリスト

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

知事は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、本項の(1)のアからウの措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

危険物質等に係る武力攻撃災害の発生防止



5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止

(1) 基本的考え方

知事は、石油コンビナート等への武力攻撃災害の対処については、石油コンビナート等災害防止法に定める措置を実施するほか、石油コンビナート等は、危険物質等を取扱う生活関連等施設に該当することから、生活関連等施設に関する措置及び危険物質等の取扱所に関する措置も併せて講ずる。

(2) 武力攻撃災害への対処

ア 知事は、石油コンビナート等災害防止法の読み替えにより、石油コンビナート等防災本部とともに、災害発生に関する通報を受けた消防長又は市長から、その旨の通報を受けるほか、市長や特定事業者など必要な措置を実施する責任を有する者から、災害の状況及びその実施した措置の概要について、逐次報告を受け、特定事業者・消防など関係機関と連絡調整を行ない、適切な災害応急対策等を実施する。

イ 液化アンモニアなど有毒ガスが漏洩した場合には、知事は、県警察、消防など関係機関と連携して、速やかに住民を避難させるとともに、漏洩した場所の周辺に、ロープを張るなどして立入りを禁止するなどの措置を実施する。

第2 N B C攻撃による災害への対処等

県は、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずることとなるため、N B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、原子力安全対策課、環境政策課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、公営企業管理局、県警察
関係機関	四国管区警察局、中国四国厚生局、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

1 N B C攻撃による災害への対処

県は、N B C攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、それに加えて、特に、対処の現場における初動的な応急措置を以下のとおり講ずる。

(1) 応急措置の実施

知事は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、緊急通報を発令するとともに、退避を指示する。また、N B C攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

県警察は、職員の安全を図るための措置を講じた上で、関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等のための活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

知事は、内閣総理大臣が、関係大臣等を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合には、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、消防庁を通じて国の対策本部から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

知事は、県対策本部において、攻撃による被害の情報や必要となる物的・人的資源について、市町、消防機関及び県警察からの情報などを集約して、必要となる支援の内容を整理し、国に対し迅速な支援要請を行う。

この場合、県は、県対策本部に派遣されている国の職員や自衛隊の連絡員を通じて、円滑な調整を図るとともに、汚染物質に関する情報を、保健所や衛生環境研究所を通じて、医療機関等と共有する。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するよう努める。

(4) 汚染原因に応じた対応

県は、NBC攻撃の汚染原因に応じて、国との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。また、放射性降下物等により汚染された農作物等による健康被害を防止するため、国（厚生労働省及び農林水産省等）と連携しつつ、汚染食料品の流通や摂取が行われないよう、流通事業者等を指導するとともに、住民に注意を呼びかけるほか、生活の用に供する水がNBC攻撃により汚染された場合には、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命ずる。

ア 核攻撃等の場合

県は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を直ちに報告する。

特に、核兵器を搭載した弾道ミサイルの場合、着弾位置から風下方向に、短時間で広範囲が汚染されるため、風下方向の市町及び関係機関に対し、収集した情報を、できるだけ迅速に提供する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、放射線量の測定や汚染・被ばく患者及び被ばく傷病者（汚染・被ばくしたおそれのある者を含む。）の医療の実施など応急措置を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したが、目立った被害が見られず、着弾地点で見慣れない容器が発見されたり、煙霧のようなものが立ち上がっているような場合は、弾頭に生物兵器が搭載された可能性があることから、県は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、必要に応じワクチン接種を行わせる。

また、県は、感染症法の枠組みに従い、患者の移送を行うとともに、国の指示の下で、汚染範囲の把握及び感染源を特定し、保健所において、関係機関と連携して消毒等の措置を行う。また、衛生環境研究所は、平素から構築した連携体制を活用しつつ、適切な措置を講じる。

ウ 化学剤による攻撃の場合

弾道ミサイル等が着弾したのに、さほど激しい爆発がないなどの場合には、弾頭に化学兵器が搭載されているおそれがあるため、県は、速やかに気象情報を把握し、風下方向への拡散に対して、警戒区域の設定等の措置を講ずる。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集を行う。

(5) 知事及び県警察本部長の権限

内閣総理大臣の要請を受けた知事及び同知事の要請を受けた県警察本部長は、汚染の拡大を防止するため、措置の実施に当たり、関係機関と調整しつつ、次表に掲げる権限を行使する。

知事及び県警察本部長の権限

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄（占有者が死亡した場合等）
5号	建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場所	・交通の制限 ・交通の遮断

知事又は県警察本部長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

権限行使時に掲げる事項

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

第3 応急措置等

県は、武力攻撃災害が発生した場合において、緊急の必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定等の措置を実施するため、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、県警察
関係機関	四国管区警察局、第六管区海上保安本部、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

1 退避の指示

(1) 退避の指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、緊急の必要があると認めるときは、退避の指示を行う。

(2) 屋内退避の指示

知事は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行う。

- ア NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段がなく、移動するよりも外気と接触の少ない屋内に留まる方が、より危険性が少ないと考えられるとき
- イ 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合に、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が、不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

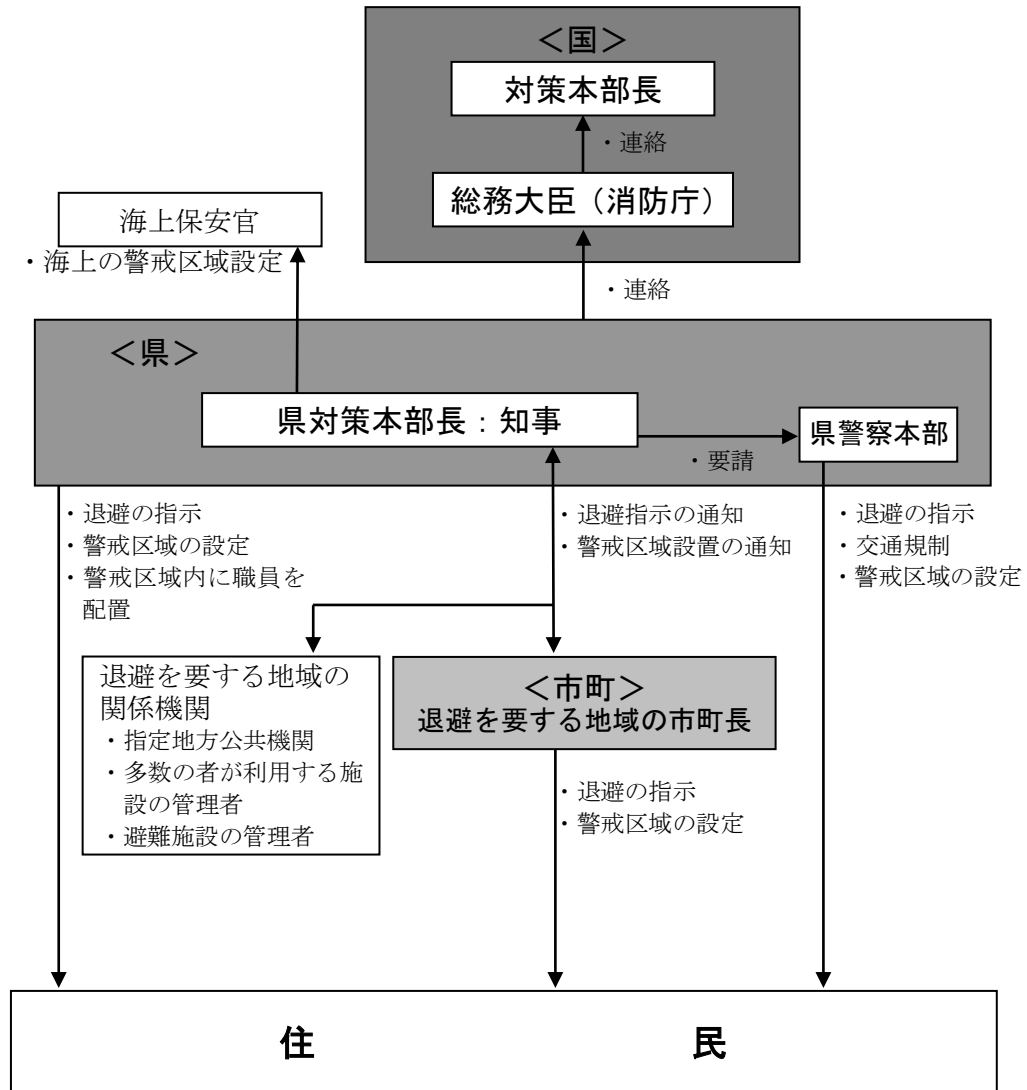
(3) 退避の指示に伴う措置

- ア 知事は、退避の指示の住民への伝達を広報車等により速やかに実施し、退避の必要がなくなったときは、広報車、立看板等住民が十分に了知できる方法でその旨を公表する。
- イ 知事は、退避の指示をした場合は、退避を要する地域を管轄する市町長、その他の関係機関に速やかに通知する。
- ウ 当該通知を受けた県警察は、交通規制など必要な措置を講ずる。
- エ 知事は、退避の指示を行った場合は、国の対策本部長による住民の避難に関する措置が適切に講じられるよう、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による退避の指示

警察官は、市町長若しくは知事による退避の指示を待つかとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、必要と認める地域の住民に対し、退避の指示をすることができる。

応急措置等（退避の指示、警戒区域の設定）に関する措置関連図



2 知事、市町長の事前措置

知事は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、保安、使用の停止等の措置を行うことを指示する。知事が当該指示をした場合には、直ちに市町長へ通知する。また、市町長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときには、同様の指示をすることとする。警察署長は、知事又は市町長から要請があったときは、同様の指示をする。

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容や被災情報等から判断し、緊急の必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

(2) 警戒区域の設定方法等

知事は、警戒区域の設定を以下の方法等により行う。

ア 警戒区域の設定に当たっては、ロープや標示板等で区域を明示するものとする。

イ 警戒区域を設定したとき、又は警戒区域の設定を変更し、若しくは解除をした場合は、広報車等を活用し、住民に広報、周知するものとする。

ウ 警戒区域内には、必要と認める場所に職員を配置し、車両及び住民が立ち入らないように必要な措置をとるものとする。

(3) 警戒区域設定に伴う措置

ア 知事は、警戒区域を設定した場合は、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。当該措置を講じたときは、直ちに市町長に通知する。

イ 当該通知を受けた県警察は、交通規制などの必要な措置を講ずる。

ウ 知事は、警戒区域を設定した場合は、国の対策本部長の住民の避難に関する措置が適切に講じられるように、消防庁を通じて国の対策本部長に連絡する。

(4) 警察官による警戒区域の設定等

ア 警察官は、市町長若しくは知事による警戒区域の設定を待ついとまがないと認めるとき、又はこれらの者から要請があったときは、警戒区域の設定を行う。

イ 知事は、必要があると認めるときは、海上保安官に対し、海上における警戒区域の設定を要請する。

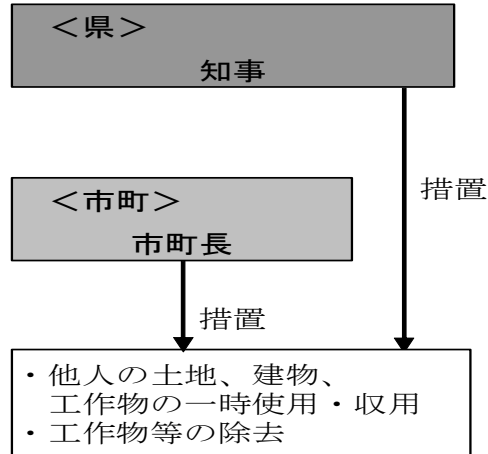
4 応急公用負担等

知事は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収用。

(2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で、措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）。

応急公用負担等に係る措置関連図



5 消防に関する措置等

(1) 消防に関する措置等

ア 消防機関との連携

県は、消防機関が武力攻撃災害を防除し、及び軽減するため、円滑に消火・救急・救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

イ 県警察による被災者の救助等

県警察は、把握した被害状況に基づき、迅速に機動隊等を出動させ、消防機関との連携の下に救助活動を行う。大規模な被害の場合は、県公安委員会は、必要に応じ、警察庁又は他の都道府県警察に対する警察災害派遣隊等の派遣要求及び連絡等の措置を実施する。

(2) 消防等に関する指示

ア 市町長に対する指示

知事は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、緊急の必要があると認めるときは、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対し、所要の武力攻撃災害の防御に関する措置を講ずべきことを指示することができる。

この場合において、知事は、その対処に当たる職員の安全の確保に関し十分配慮し、危険が及ばないよう必要な措置を講ずる。

知事は、武力攻撃災害を防御するための消防に関する措置の指示を消防庁長官から受けた場合は、武力攻撃災害の発生した市町との連絡及び市町相互間の連絡調整を図るほか、市町長若しくは消防長又は水防管理者に対して指示を行う。

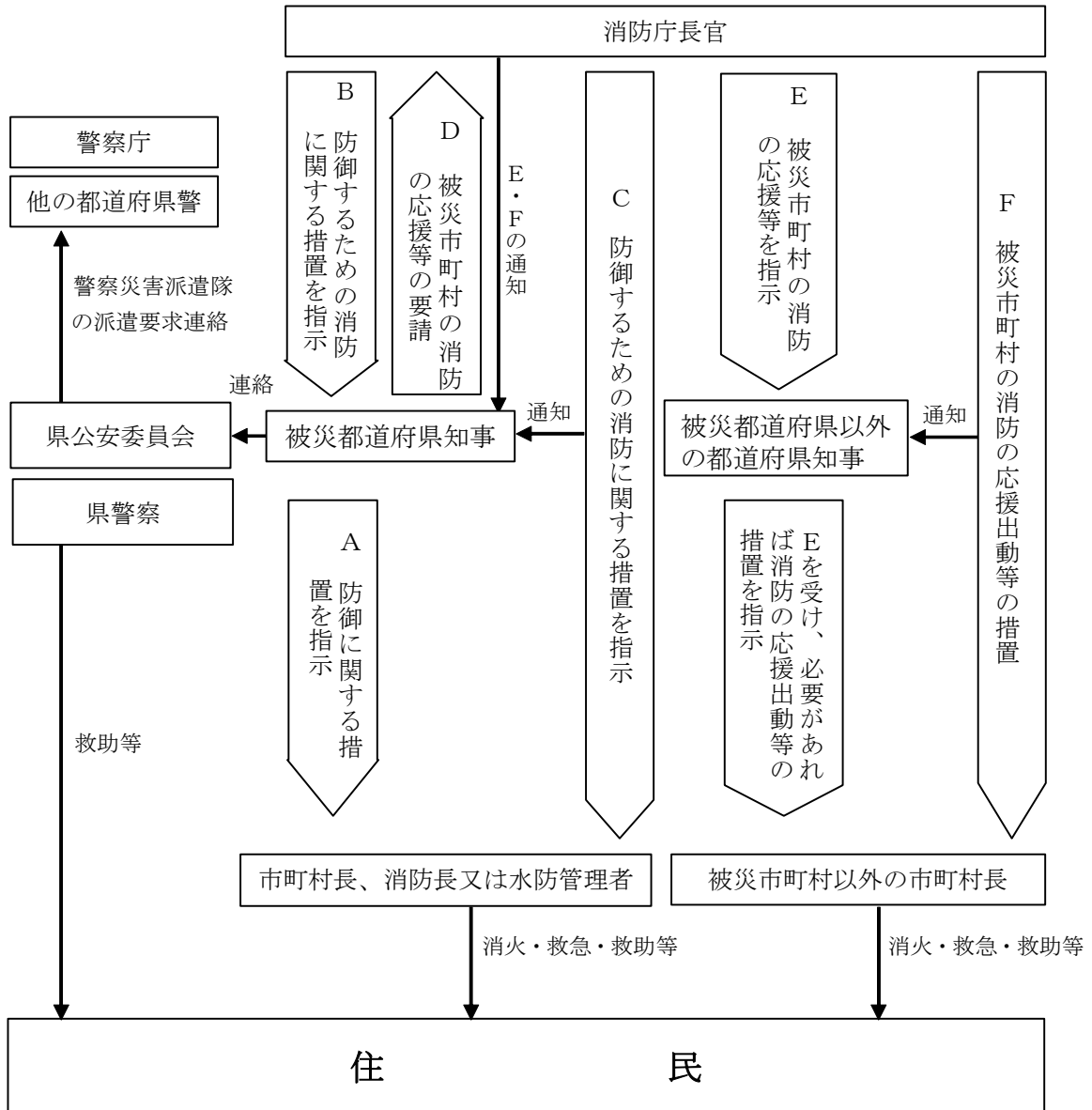
イ 消防庁長官に対する消防の応援等の要請

知事は、被災し、県内の消防力のみをもってしては対処できない場合、消防庁長官に消防の応援等の要請を行うことができる。

ウ 消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けた場合の対応

知事は、本県が被災していない場合において、イの要請を受けた消防庁長官から被災都道府県に対する消防の応援等の指示を受けて必要な措置を講ずるときは、自ら県内の市町長に対し、消防機関の職員の応援出動等の措置を講ずべきことを指示する。

消防等に関する措置関連図



第8章 被災情報の収集及び報告

県は、被災情報を収集するとともに、国の対策本部長に報告することとされているため、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、各部局幹事課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会、南海放送株式会社、株式会社テレビ愛媛、株式会社あいテレビ、株式会社愛媛朝日テレビ、株式会社エフエム愛媛

(1) 被災情報の収集及び報告

ア 県は、電話、防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

特に、県警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を情報収集に当たらせるほか、ヘリコプターテレビ伝送システム、交通監視用テレビ等その保有する手段を活用して情報の収集を行う。

イ 県は、被災情報の収集に当たっては、市町に対し、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防第267号消防庁長官通知）に基づき報告を求める。

ウ 県は、自ら収集し、又は市町及び指定地方公共機関から報告を受けた被災情報の第一報については、火災・災害等即報要領に基づき、電子メール、FAX等により直ちに消防庁に報告する。

エ 県は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、市町に報告を求めることとし、収集した情報を被災情報の報告様式に従い、電子メール、FAX等により消防庁が指定する時間に報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、知事が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、消防庁に報告する。

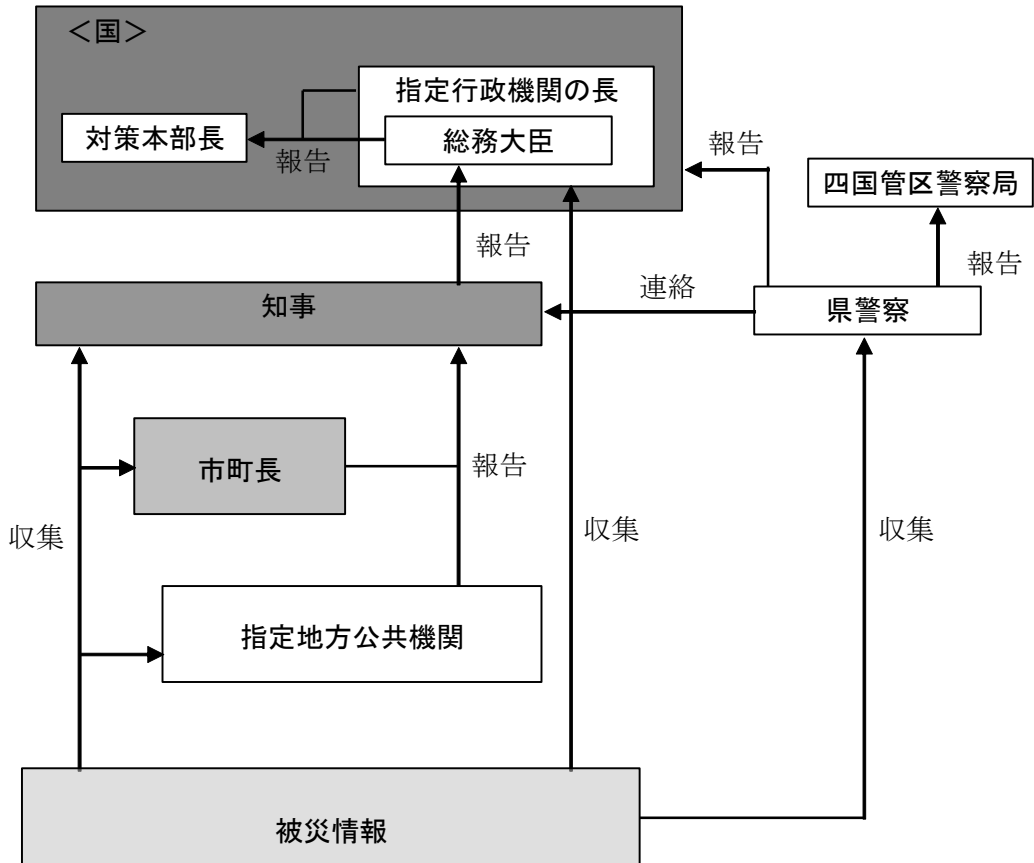
オ 県警察は、収集した情報を県対策本部に連絡するとともに警察庁及び四国管区警察局に速やかに報告する。

(2) 市町及び指定地方公共機関による被災情報の報告等

市町は、火災・災害等即報要領に基づき被災情報の第一報を県に報告するものとし、その後は随時、県が消防庁に報告を行う方法に準じて、県に被災情報を報告するものとする。

指定地方公共機関は、その管理する施設及び設備に関するもの並びにその業務として行う国民保護措置に関するものの被災情報の収集に努めるものとし、各機関が保有する情報通信手段により、当該被災情報を県に速やかに報告するものとする。

被災情報の収集等の措置関連図



第9章 保健衛生の確保その他の措置

県は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であるため、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、循環型社会推進課、保健福祉課、医療対策課、健康増進課、薬務衛生課、教育委員会
関係機関	中国四国厚生局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

1 保健衛生の確保

県は、避難先地域における避難住民等の状況等を把握し、その状況に応じて、県地域防災計画に準じ次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

県は、避難先地域に対して、医師等保健医療関係者からなる巡回保健班を派遣し、健康相談、指導等を実施するとともに、健康相談等窓口を設置するなど、当該地域の衛生状況の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行う。この場合において、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。

(2) 防疫対策

県は、感染症法・検疫法・予防接種法に規定されている感染症以外で厚生労働省により指定等がなされた場合、厚生労働省及び関係機関との連携に努める。

また、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を講ずる。

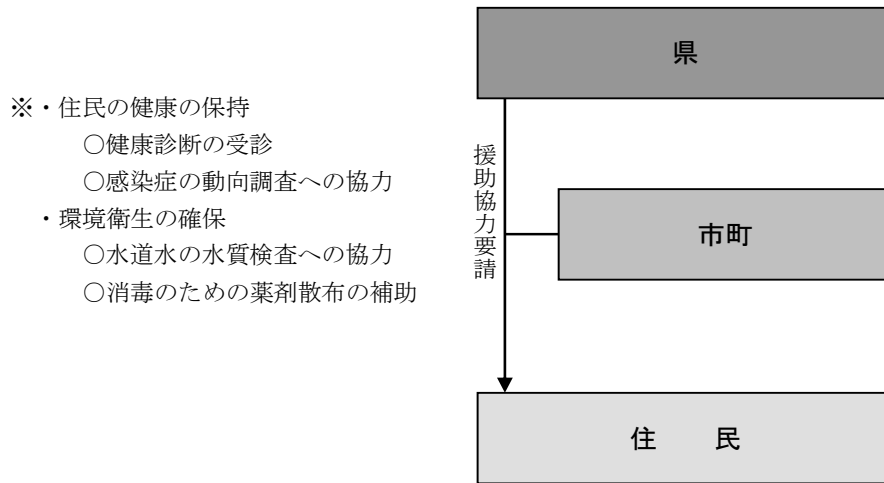
(3) 食品衛生確保対策

県は、避難先地域における食中毒等を防止するため、食品衛生関係団体と連携し、食品衛生班等による飲料水、食品等の衛生確保のための措置を講ずる。

(4) 栄養指導対策

県は、避難先における住民の健康維持のために、栄養士等からなる栄養指導班を編制し、栄養士会等の関係団体と連携して栄養管理、相談及び指導を行う。

保健衛生の確保への協力



2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 県は、環境大臣が指定する特例地域においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準により、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。この場合において、環境省と連携するとともに、関係市町に対し情報提供を行う。

イ 県は、アにより廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者が特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分を行ったことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

ウ 平素から県は市町の協力を得て、既存の廃棄物処理業者による廃棄物処理能力を把握し、武力攻撃災害時に予想される大量の廃棄物を処理するには、どのような特例業者に委託すべきかを検討するものとする。

(2) 廃棄物処理対策

県は、県地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

ア 県は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、市町からの要求に基づき、各市町及び関係団体に広域的な応援を要請し、必要な支援活動の調整を行う。

イ 県は、被害状況から判断して区域内での広域的な応援による処理が困難と見込まれる場合は、国の協力を得つつ、被災していない他の都道府県に対し、応援の要請を行う。

3 文化財の保護

(1) 重要文化財等に関する命令又は勧告の告知等

ア 県教育委員会は、県の区域に存する重要文化財等（重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物をいう。）に関し、文化庁長官が武力攻撃災害による重要文化財等の被害を防止するため命令又は勧告を行う場合には、所定の手続に従って、速やかに所有者等に対し当該命令又は勧告を告知する。

イ また、当該命令又は勧告に従って必要な措置を講じようとする重要文化財等の所有者から、県教育委員会に対し、文化庁長官に対する支援の求めがあった場合には、速やかに、その旨を文化庁長官に対し連絡する。

(2) 国宝等の被害を防止するための措置の施行

ア 県教育委員会は、文化庁長官から、所定の手続に従って、国宝等（国宝又は特別史跡名勝天然記念物をいう。）の被害を防止するための措置の施行の全部又は一部の委託を受けた場合には、速やかに当該措置の施行に当たる。

イ この場合において、県教育委員会は、当該教育委員会の職員のうちから、当該措置の施行及び当該国宝等の管理の責任者を定めるとともに、当該者が、当該措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを示し、かつ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

第10章 国民生活の安定に関する措置

県は、武力攻撃事態等においては、生活関連物資等が不足することも想定され、国と連携しつつ、適切な措置を講じ、物価の安定等を図るため、国民生活の安定に関する措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、税務課、交通対策課、県民生活課、環境政策課、保健福祉課、医療対策課、労政雇用課・雇用対策室、経営支援課、河川課、港湾海岸課、道路維持課、公営企業管理局、教育委員会
関係機関	独立行政法人国立病院機構、独立行政法人水資源機構、日本赤十字社、日本郵便株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、四国旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、四国電力株式会社、中国電力株式会社、電力広域的運営推進機関、電源開発株式会社、ジェイアール四国バス株式会社、日本航空株式会社、全日本空輸株式会社、佐川急便株式会社、四国西濃運輸株式会社、日本通運株式会社、四国福山通運株式会社、ヤマト運輸株式会社、四国ガス株式会社、伊予鉄道株式会社、一般社団法人愛媛県バス協会、一般社団法人愛媛県トラック協会、石崎汽船株式会社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

1 生活関連物資等の価格安定

- (1) 知事は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、次に掲げる措置を行う。
- ア 生活関連物資等の価格の高騰、買占め及び売惜しみの防止のための調査や監視を行い、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を実施
- イ 生活関連物資等の需給・価格動向について、物価情報ネットワーク等を活用しつつ、必要な情報共有に努めるとともに、国民への情報提供や相談窓口を設置
- (2) 知事は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときには、関係法令に基づき、次に掲げる措置を実施する。
- ア 生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（以下「買占め等防止法」という。）に係る措置
- 県は、国が買占め等防止法第2条第1項に基づき、政令で特別の調査を要する物資（以下「特定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事務所等を有し特定物資を生産、輸入又は販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事務所等を有し特定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (7) 特定物資について、その価格の動向及び需給の状況に関する必要な調査（買占め等防止法第3条）
- (イ) 特定物資の生産、輸入又は販売の事業者が買占め又は売惜しみにより多量に当該特定物資を保有していると認められる場合の当該事業者に対する当該特定物資の売渡しの指示（買占め等防止法第4条第1項）
- (ウ) 売渡しの指示に従わなかった場合の事業者に対する売渡しの命令（買占め等防止法第4条第2項）
- (エ) 売渡しの命令を実施したことによる事業者同士の協議が実施できない場合の裁定及びその結果通知（買占め等防止法第4条第4項及び第5項）
- (オ) 売渡しの指示及び命令に係る事業者に対する報告命令、立入検査及び質問（買占め等防止法第5条第1項及び第2項）

イ 国民生活安定緊急措置法に係る措置

県は、国が国民生活安定緊急措置法第3条第1項に基づき、政令で特に価格の安定を図るべき物資（以下「指定物資」という。）を指定した場合は、県内のみに事業場を有し指定物資を販売する事業者（小売業者を除く）及び県内に事業場を有し指定物資を販売する小売業者に対し、次の措置を講ずる。

- (7) 指定物資について、その定められた標準価格又は販売価格の表示の指示及び指示に従わない小売業者の公表（国民生活安定緊急措置法第6条第2項及び第3項）
- (イ) 指定物資を規定する価格を超えた価格で販売している事業者に対しての規定する価格以下の価格で販売すべきことの指示及び正当な理由なく従わなかった者の公表（国民生活安定緊急措置法第7条）
- (ウ) (7)及び(イ)の措置に必要な限度における、指定物資を販売する事業者に対する業務若しくは経理の状況報告、事業場への立入検査、関係者への質問（国民生活安定緊急措置法第30条第1項）

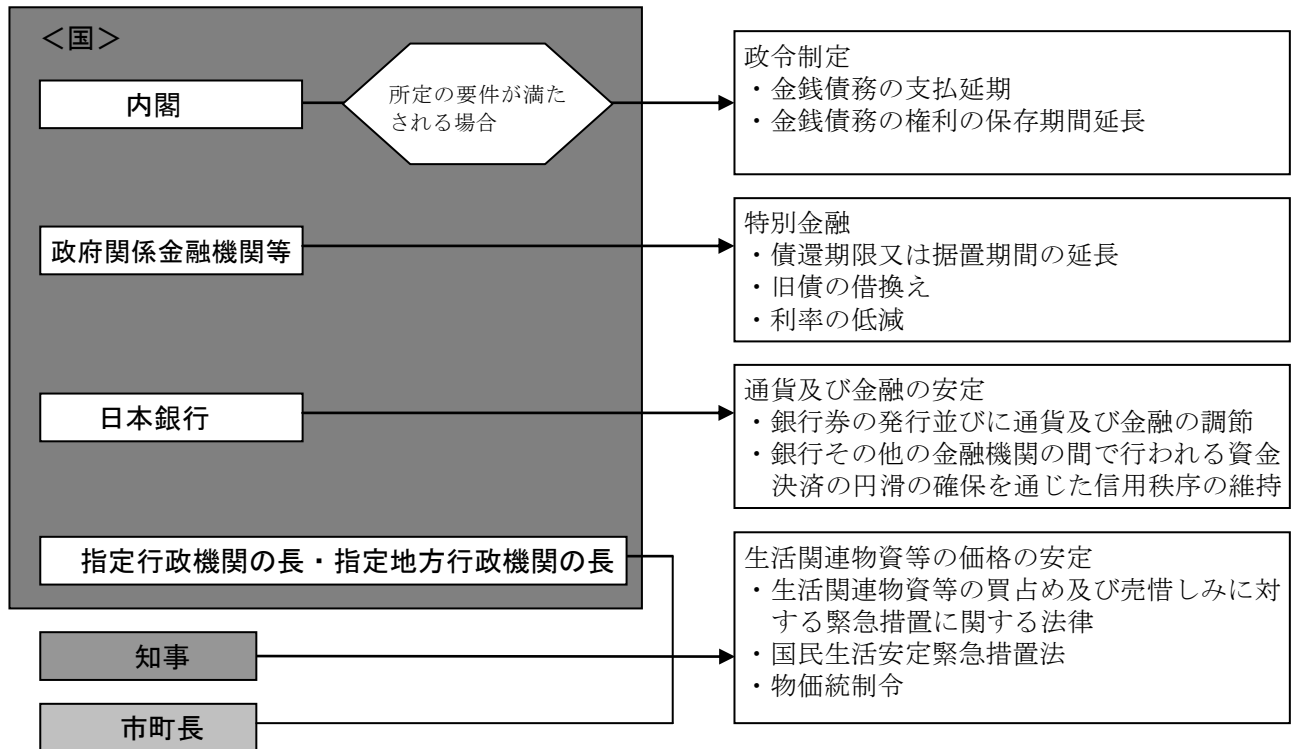
ウ 物価統制令に係る措置

県は、国が物価統制令第4条及び第7条並びに物価統制令施行令第2条に基づき、告示で物資及び役務についての統制額を指定した場合は、次の措置を講ずる。

- (7) 統制額を超える契約等に対する例外許可（物価統制令第3条第1項但書）
- (イ) 履行中の契約の変更等に関して別段の定めを設けること及び統制額を超える価格とするなどの許可（物価統制令第8条ノ2但書）

また、必要があると認められるときは、物価に関する報告の徴収、帳簿の作成命令を行うとともに、必要な場所へ臨検し業務の状況若しくは帳簿書類等の検査を実施（物価統制令第30条第1項）

国民生活の安定に関する措置



2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

県及び県教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないように、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等について関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

県は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、県税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出期限の延長、納付または納入に関する期間の延期並びに県税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(3) 就労状況の把握と雇用の確保

県は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

(4) 生活再建資金の融資等

県は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活や事業の再建をする場合に必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

3 生活基盤等の確保

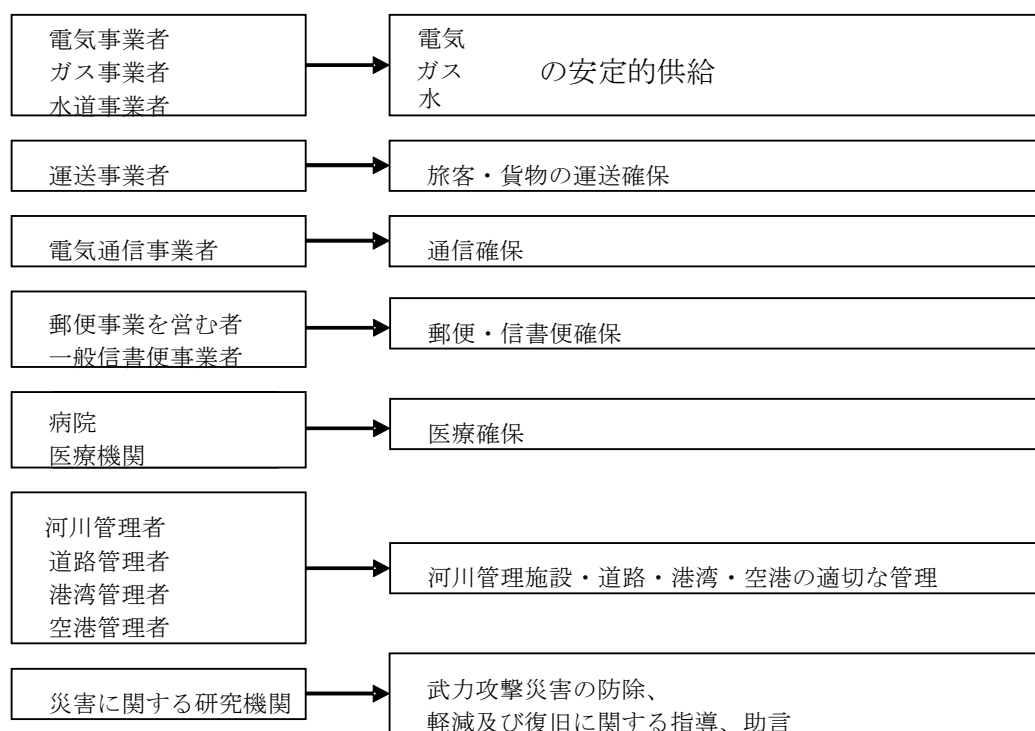
(1) 県による生活基盤等の確保

- ア 工業用水道事業者である県は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
- イ 河川管理施設、道路及び港湾の管理者である県は、所管する施設等を適切に管理する。

(2) 指定地方公共機関による生活基盤等の確保

- ア ガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずることとする。
- イ 運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画で定めるところにより、旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置を講ずることとする。
- ウ 病院その他の医療機関である指定地方公共機関は、それぞれの国民保護業務計画に定めるところにより、医療を確保するため必要な措置を講ずることとする。

生活基盤等の確保に関する情報



第11章 交通規制

県警察は、武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他の措置が的確かつ迅速に実施されるよう、必要な交通規制を行うこととなるため、交通規制の実施にあたり必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、道路維持課、県警察
関係機関	四国管区警察局、四国地方整備局、陸上自衛隊、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社

(1) 交通状況の把握

県警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視用テレビ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

(2) 交通規制の実施

県警察は、武力攻撃事態等において、国民保護措置が的確かつ円滑に実施されるため緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たる。また、緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、国民保護措置の的確かつ円滑な実施等に配慮するほか、武力攻撃事態等に係る地域への流入車両等を抑制する必要があるときは、当該地域周辺の県警察とともに、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。

なお、交通規制を行うに際しては、国の対策本部長により道路の利用指針が定められた場合は、その利用指針を踏まえ、適切に行う。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両については、消防庁、警察庁等関係省庁による通知に定めるところにより、被災状況や応急対策の状況に応じ、知事又は県公安委員会が確認を行う。

(4) 交通規制等の周知徹底

県警察及び道路管理者である県は、交通規制や道路の通行禁止措置等を行ったときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(5) 緊急交通路確保のための権限等

ア 交通管制施設の活用

県警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設を活用する。

イ 放置車両の撤去等

県警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ウ 運転者等に対する措置命令

県警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両移動等の措置命令を行う。

エ 障害物の除去

県警察は、緊急交通路の障害物を除去するため、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。

(6) 関係機関等との連携

県警察は、交通規制に当たっては、関係機関との密接な連携を確保する。

第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

県は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

実施担当	防災危機管理課、保健福祉課、医療対策課、県警察
関係機関	四国管区警察局、独立行政法人国立病院機構、日本赤十字社、一般社団法人愛媛県医師会、一般社団法人愛媛県歯科医師会、一般社団法人愛媛県薬剤師会、公益社団法人愛媛県看護協会

(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

ア 赤十字標章等（法第157条）

(7) 標章

第一追加議定書（千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る。）。

(イ) 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊信号（医療組織又は医療用輸送手段の識別のための信号又は通報。）。

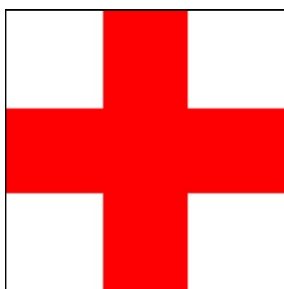
(ウ) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(エ) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

白地に赤十字



自衛隊の衛生要員等以外の医療関係者用の身分証明書のひな形

表面

（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）	
身分証明書 IDENTITY CARD	
常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT 臨時の for civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name -----	
生年月日/Date of birth -----	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as	
交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----
許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry -----	

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		

印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

イ 特殊標章等（法第158条）

(7) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）。

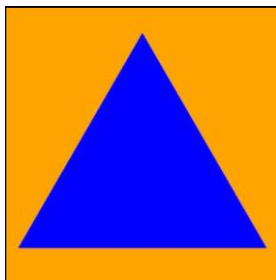
(イ) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）。

(ウ) 識別対象

国民保護関係者、国民保護のために使用される場所等。

オレンジ色地に
青の正三角形



国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形

(この証明書を交付等
する許可権者の名を記
載するための余白)

身分証明書
IDENTITY CARD

国民保護措置に係る職務等を行う者用
for civil defence personnel

氏名/Name _____

生年月日/Date of birth _____

この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ条約及び1949年8月12日のジュネーブ条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。
The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as _____

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____

有効期間の満了日/Date of expiry _____

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type _____		
所持者の写真 PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(2) 赤十字標章等の交付及び管理

ア 知事は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対して、赤十字標章等を交付し、使用させる。

(7) 避難住民等の救援を行う医療機関または医療関係者

(イ) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者

（(7)及び(イ)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行うものを含む。）

イ 知事は、以下に示す医療機関等から赤十字標章等に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定に基づき、赤十字標章等の使用を許可する。

(7) 医療機関である指定地方公共機関

(イ) 区域内で医療を行うその他の医療機関又は医療関係者

(3) 特殊標章等の交付及び管理

ア 知事又は県警察本部長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、それぞれ以下に示す職員等に対して、特殊標章等を交付し、使用させる。

(7) 知事

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県職員
- ・ 知事の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 知事が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(イ) 県警察本部長

- ・ 国民保護措置に係る職務を行う県警察職員
- ・ 県警察本部長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- ・ 県警察本部長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

イ 知事は、指定地方公共機関から特殊標章等の使用に係る申請を受けた場合は、交付要綱の規定にもとづき、特殊標章等の使用を許可する。

(4) 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

県は、国、日本赤十字社及びその他関係機関と協力しつつ、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に基づく武力攻撃事態等における標章等の使用の意義及びそれを使用するに当たっての濫用防止のための規定等について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

